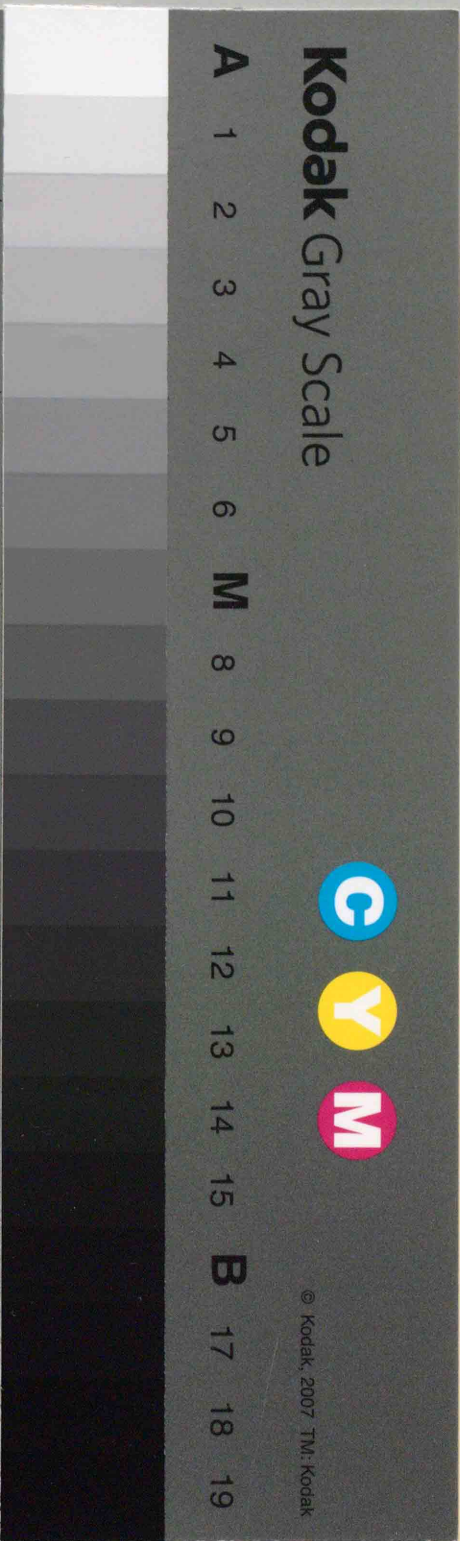
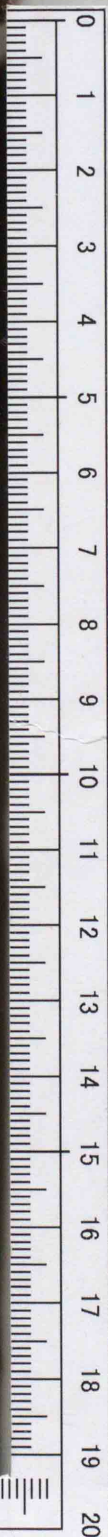


商業修身教科書

本科用

下卷

教科書文庫
4
110
44-1917
2000302864



43249

教科書文庫

4
110
44-1917
20003 02864



教科書文庫
4
110
44-1917
2000302864

資料室
中央図書館

370.9
S014

法學博士 佐野善作
文學士 有馬祐政



共著

下本科



商業修身教科書

東京

弘道館藏版

勅語



朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

広島大学図書

2000302864



如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 侯爵 桂 太郎

商業修身教科書 本科用下卷

目次

第一課	實業家と道德	一頁
第二課	職業	八
第三課	實業家の責任	一六
第四課	同業者相互の任務	二五
第五課	共同企業と道德	三二
第六課	傭者被傭者間の徳義	四三
第七課	被傭者相互の徳義	五二
第八課	理財の確實	五九
第九課	農工商三業の價值	六八

扇一登
あぐく！

目次

第十課	經濟と道德との關係	七五
第十一課	機會と成功	八六
第十二課	進取の氣象	九三
第十三課	活動の天地	一〇〇
第十四課	常識の養成	一〇八
第十五課	法律と道德	一一六
第十六課	國際關係	一二四
第十七課	外人との交際	一三一
第十八課	國際的平和と通商貿易	一三九
第十九課	舉國一致	一四七
第二十課	士魂商才	一五六

目次終



商業修身教科書

本科用下卷

法學博士 佐野善作 共著
文學士 有馬祐政

第一課 實業家と道德

古は實業家を賤しみた

文明の程度、猶、低き社會にありては、人人、一般に利己心強くして、公共心、殆ど現はれず、唯、自己の爲にすることのみを知りて、他人の爲にすること欲せず、況して、社會の爲に力を盡すが如きは、思ひも及ばざる所なり。即ち、敢て、他人を排擠するも、

尚且自己の利益を圖るを以て、當然と爲すもの多
く、就中、營利的事業に従ふ者に於ては、その傾向、最
も著しきを見る。我が國にても、徳川時代までは、
この弊多く、商人は、本來自己の利を營む者、即ち、自
利私益を事とする者として、社會より甚だしく賤
視せられ、故意に、智徳の研磨修養を抑壓せられた
りしが、農夫職人も、亦、略、同様の境遇にありき。隨
つて、當時の實業家は、道德上の觀念、頗る薄くして、
徒らに、目前の私利を追ふに汲汲たるの情態なり
き。彼等は、營利の觀念と徳義の觀念とは、根本に

自ら賤しむ
は大いに非
なり

實業の本質

於て、兩立せざるもの、即ち、實業と道德とは、互に相
背馳するものと爲し、甚だしきは、譎詐瞞着を以て、
常用手段となす者すら少からざりき。されば、そ
の弊の惰力、次第に傳承して、今日も、尚、その餘波の
認めらるゝは、誠に慨歎の極みならずや。實業家
を賤視するの非なるは、固より言ふまでもなけれ
ど、自ら己を蔑視して、不道德の行爲を敢てし、靦然
として顧みざるが如きは、更に一層非なりといふ
べし。諸子は、兩つながら、斷じて、これを避けよ。
抑も、實業は、其の商たると、工たると、將農たると

を問はず、吾人の欲望を充足すべき物資を豊かにするを以て目的とし、殊に今日の文明社會に於ては、人人物資を自給すること尠なく、分業を以て互に相倚頼し有無相通ずるを常態とするを以て、實業は人生一日も缺くべからざるもの、社會片時も無かるべからざるの要務たり、加之國家の富強を致し、文明の發達を促す所以も實業家の力に頼ること、甚だ多しとす。實業、豈、輕視すべきものならんや。實業家たるもの、又、何ぞ、自ら卑しむべきものならんや。

眞の實業は
道德的なる
を要す

蓋し、眞の實業は、必ず、道德と相合致す。その他人を利し、社會を利し、又、大いに、國家を利する所以のもの、悉く、是、道德的なり。實業成立の由來も、又、その效果も、共に、全く、道德的なり。道德を離れて、眞の實業なく、眞の實業の存する所、必ず、道德あり。即ち、實業の依つて立つ基礎は、實に、道德に在りといはざるべからず。

諸子自覺せよ

然るに、我が國の實業家は、未だ、此處に想到せず、この理を徹底自覺せる者、甚だ、多からざるが如し。かくては、いかで、實業の發達を望むことを得ん。

かの利己中心を以て、唯一無上の主義と思惟するの徒は、實業の何たるを解せざる者にして、随つて、實業家としての價値なき者なり。諸子、深く、此に鑑みて、道德を生命とする、眞の實業家たらんことを期せよ。

英國の諺にも「私利を追うて狂氣すること勿れ」とあり。何事も、道德を離れては、眞の成功を收むること能はず。實業上の成功の要訣なる信用なるものは、全く、道德より發生せるものなれば、私利を追うて、狂奔し、道德に背馳するが如きことある

實業と道德との調和は、目下の急務なり

べからず。かの英國を始め、米國、獨國の物資が、世界の市場を風靡して、人類を利し、文明を進め、且、各その國の富強を致す所以のもの、皆、その國實業家の道念高く、德行勝れて、大なる信用あるが爲ならずんばならず。國家の富強を増さんとせば、實業の隆昌を圖るを要し、實業の隆昌を圖らんとせば、先づ、道德の振興を企つるを要す。即ち、道德と實業との調和は、我が國刻下の急務なり。諸子、須く、從來修めたる所を基として、益、實業道德の修練に勉め、今學年に於て、眞の實業家たるの資格を十分

に備へ、卒業の曉、直ちに立ちて、活社會に應用實行するの用意を整へざるべからず。

第二課 職業

職業の必要

人文、未だ開けず、人類の欲望、簡單にして、天然の恩惠、豊富なる時代に於ては、人は其の衣食住を充足すること、容易なりしかど、人口増加し、人欲増進するにつれて、其の事、頗る、困難となり、且、社會の組織も、亦、甚だ複雑となり、天惠に放任しては、人は、到底生活すること能はざるに至れり。此に於てか、

意・情・智
本七卷六
一頁動物の職業
世・植物

分業と協同

各自職業を有し、一は以て各自の生計を支へ、一は以て社會の成立を助くるを常とす。

凡そ、社會の成立は、主として、分業と協同とに由るものなれば、即ち、各人の有する職業は、實に社會國家に對する、一の分擔任務と稱すべく、極めて、重要なるものなり。人若し、何等の職業に就かず、社會の要務を分擔せざるに於ては、社會の進歩と發達とは、得て望むべからざるのみならず、人類共同の福祉と生存とを全うするに由なかるべし。これ、人が、その能力に應じて、職業を擇び、以て、社會存

富裕なりとも遊惰に耽るべからず

立の要務を分擔せざるべからざる所以なり。世人、或は、職業を以て、單に、一身一家の生計を支ふる道なりと、解し、隨つて、富裕にして、生計に支障なき身は、何等社會の職業に就くの要なしと思惟する者あれども、これ大いなる誤なり。國家社會に生存して、共同生活の恩惠に浴しながら、單に、自己の生計に窮せざるの故を以て、悠遊徒食し、醉生夢死するが如きは、實に、人類生存の理法、社會成立の原則に悖るものといふべし。されば、貧富を問はず、貴賤を論ぜず、苟くも、人たる者は、必ずや、一定の職

安逸の害

業に就き、以て、一身一家の計を立て、社會國家の進運に寄與する所なかるべからず。

新井白蛾、誠めて曰く、人の害、安逸より大なるはなし。戸樞は蠹せず、流水は腐らず。故に人の安逸を好むは、徒らに業を爲す能はざるのみならず、又、病を醸すの基なり。と。安逸の害や、眞に畏るべし。パウルゼンも、亦、實際眞面目なる職業に従事するは、常に、自己に對する本務なるのみならず、又、社會に對する本務なり。勞作せざる者は、他人に依頼して生活す。懶惰にして家産を徒消する

Paulsen

職業に高卑なし

者は、畢竟、乞食、若しくは、盜賊を職業とする者と擇ぶ所なし。といへり。職業なき者は、人にして人たる資格なき者といふも、敢て不可なかるべし。人は、必ず、何等かの職業あるを要す。人類集まりて、社會を造り、國家を組織し、共存生活を營む上よりして、おのづから、社會要務を生じ、之を分擔して生活するの結果、各種の職務職業を生ず。社會要務に、兵務、法務、醫務、教務、藝務、產務、政務あり。職務職業に、政治家、軍人、行政官、司法官、辯護士、醫師、僧侶、學者、教育家、音樂家、美術家、商工農、其の他各種の

Carlyle

産業家等あり。其の性質、各相異なりと雖も、何れも、齊しく、社會に必要缺くべからざる業務にして、法律道德の許す範圍に於て行はるゝものなる以上、其の間、上下貴賤の別あるべき理なし。即ち、何れを高しとし、何れを卑しと爲すべからず。故にカーライルは、曰く、職業は、一切のもの悉く貴し。職業は、それ自から貴し。自己の職業を發見し得たる者は、幸なるかなと。されば、職業にして、正しき限りは、如何なる職業と雖も、厭ふべからず。彼の祖先傳來の家業を放擲し、漫りに、外形の如何に

職業選擇の
必要

囚はれて、他業に轉ずる如きは、大いなる心得違といふべし。

職業に貴賤高卑なしと雖も、人は各その能力に相違あれば、人に依りて、職業に適否の別を生ず。されば、自己の境遇能力等に應じて、最も適當なる職業を擇ぶは、單り、身一家の計を立つる上のみならず、社會全般より見て、又最も肝要なり。若し、自己の能力に適せざる職業を擇ばんか、勞多くして、效少く、自己に取りても、社會に取りても、不利益なること言を俟たず。職業選擇の要、茲に於てか

職業は漫りに變更すべからず

起る。而して職業を選擇するに當りては、徒らに、難きを避けて、易きに就き、或は、勤勞を惜しみ、努力を厭ふが如きことなく、一に自己の技能教育體格資力境遇等を標準として、各其の最も適する所に從ふを要す。しかも、之を決定するには、自己一個の獨斷に依ることなく、能く、父兄師長に謀りて、深思熟慮せざるべからず。斯くて、一たび職業を選擇決定せる後は、専心、之に従事して、漫りに變更すべからず。故なき轉業轉職は、既得の經驗を無にし、時間を損じ、信用を害するの外、寸效なし。され

Franklin

ばフランクリンも曰へり。業務を追へよ。されど、之に逐はるゝこと勿れ。と。諸子、宜しく詔書の聖意を奉體して、自から従事する職業を尊重し、飽くまで、忠實に執務せよ。かの射倅に走りて、一攫千金を夢みるが如きは、最も誠めざるべからず。

第三課 實業家の責任

往時は、政治、宗教、軍事、教育等に關する事柄は、社會一般に重きを置かれたれども、經濟方面に至りては、概して輕視閑却せられたること、各國、其の揆

近時經濟問題は重要なもの
り度を加へた

を一にす。これ、蓋し、往時の社會にありては、人口少く、人欲進まず、生活亦、簡易なりしかば、人人、専ら、天惠に依頼して生活することを得、特に、物資の獲得供給に、多大の注意を要せざりしに由るべし。然るに、文明の進歩に伴ひ、人口増殖し、人欲増進し、天與の賜物のみに依りて、生活すること能はざるに至り、經濟的活動は、茲に、社會の重要部面を占むることとなれり。誠に、今日の社會は、經濟を離れて存立すること難く、經濟の進歩を圖らずして、其の發達を期すること能はず。一國の政治、軍事、教

筆記
筆記
筆記

志長

勤勉
誠實

商業修身教科書 本科用下巻

一八

各國産業の
振興を競ふ

育等の發展を圖らんとするも、經濟の發達之に、伴はずんば、恰も燃料なき汽船、又は、翼を折られし鳥の如からんのみ。これ、經濟問題が、今日の社會に尊重せらるゝ所以なり。

是を以て、現今世界の文明國と稱せられ、或は、一等國と呼べるゝ國民は、一として、産業の發達に留意せざるなく、互に、相競ひ、相争うて、之が進歩に努力し、日も是足らざるの情勢なり。教育の普及、軍備の擴張、交通の利便を計ると共に、實業の振興を促しつゝあるは、實に、世界の趨勢にして、亦、現代の

特徴たり。されば、各國に於ける内治問題は、言ふも更なり、國際外交の問題も、多くは、經濟上に其の源を發し、戰爭の如きも、亦、經濟問題と終始するこゝと多し。然り、經濟問題は、今日の社會生活の殆ど總てに關聯せざるなく、實業が、國家社會に對する重要な度は、近時益加はれり。我が國に於ても、この傾向、愈顯著にして、數度の大戰を経て、國威大いに揚り、經濟の膨脹、實業の隆昌、古來、未だ、見ざりし所なり。

實業の尊重せらるゝにつれて、實業家の地位は、

實業家の國

第三課 實業家の責任

一九

家社會に對する責任は重大なり

漸く、高きを加へ、其の責任も一層、重大となれり。今や、實業家は、昔時の如く、賤視輕蔑せらるゝことなく、社會上に於て、極めて、重要なる地位を占め、其の一舉一動、直ちに、國家の興亡隆替に大關係を有するを思へば、實業家の雙肩に懸る責任、亦、重大なりといはざるべからず。されば、今後の實業家たらん者は、自己の職業を以て、唯、一身一家の私事と考ふることなく、之に依つて、國家社會の福祉を増進する所以なりとなし、雄大剛健、堅忍不拔の氣象を以て、勇往邁進すべし。さすれば、其の結果、必ず、

公共事業に寄與すべし

國家の隆昌と社會の進歩とを促すべく、隨つてまた、實業家の責任も始めて、全きを得たりと謂ふべし。抑も、實業家が、其の營利的事業に依りて、收得せる財貨は、單に、自己の獨力に依りて得たるにあらずして、一面、社會共同生活の賜物なり。故に、決して、之を一身一家の私事のみ、に消費せず、餘りある所を以て、國家社會の公共事業に寄與することを要す。これ、國家社會の鴻恩に報ゆる所以なるのみならず、又、以て、公共に對する責務を果すの道な

此の傾向を
大いに助長
すべし

り。即ちこれ、誠に、實業家の美德にして、實業と道徳との調和は、斯くして漸く理想に近づくべし。
晩近、我が國の富豪、實業家の多くが、國家の爲、公共の爲、巨資を投じて、或は、學校を起し、病院を建て、或は、美術館、圖書館、研究所等を設立し、以て、各、其の公共的任務を盡しつゝあるは、大いに、慶賀すべきことに屬す。されど、之を歐米先進國の例に比すれば、尙、遠く、及ばざるものあり。これ、固より、彼我實業家の資力に大なる懸隔あること、其の一因なるべしと雖も、他面、我が實業家の眼中、國家社會の

國家的觀念
を忘るべからず

觀念薄きも、其の有力なる原因たらずんばあらず。我が實業家たる者、豈、猛省せざるべけんや。
實業家は、營利を直接の目的とする關係上、動もすれば、一身の私利私益を圖るに、汲汲とし、國家社會を念頭より逸する者、稀なりとせず。然れども、營利と道徳、自利と利他とは、畢竟、一致すべきものなることは、既に述べたる所なるが、國家社會を無視して、眞の利益を營み得るの理なし。されば、商人たらん者、かの猶太商人の如き轍を踏むことなく、終始、國家社會に對する自己の地位を自覺し、以

て、國力發展の基礎を立てざるべからず。徒らに、眼前の小利に迷うて、集合離散し、甚だしきは、外に對して、兄弟相争ふが如きは、最も忌むべし。これ單に自他の不利を招くのみならず、國家の危機を醸す禍根なればなり。

諸子は、世界の**大勢**に伴へる、**新進實業家**たるべきものなれば、**絶えず**、**國家社會**に對する**責務**の重大なるを思ひ、**熱誠**事に當るを要す。されど、各人、其の**資力**と**境遇**との異なるに従ひ、其の**盡すべき**任務も一ならず。此を以て、各、其の分に應じて、公

徐ろに其の責任を果せよ

共の爲盡すべき道を盡さば、足れりとす。但し、茲に注意すべきは、濫りに、自己の地位職業を過重視することなからんこと是なり。諸子、それ、常に、謙遜の態度を持して、徐ろに、其の責任を果せよ。

第四課 同業者相互の任務

凡そ、同業者なるものは、自己と同一の事業を経営し、共に、同一の社會要務を分擔する者なれば、互に、密接の關係を有するものといふべし。されば、相互に、信義を旨とし、敬愛を重んじて、協同一致、以

同業者相互の關係は密接なり

同業者は協
一致すべ
し

て斯業の發達を圖り、小にしては、各自相互の繁榮を増し、大にしては、一國の隆昌を期せざるべからず。

同業者が協同一致して、斯業の發達を圖るの法は、第一に同業者各自が全體の心を以て、心とし、斯業の改良進歩は、即ち自己の向上發展を促す所以の道なることを體得するにあり。いはゆる團體精神を有すること肝要なり。今日の社會にありては、何人も孤立して、自己の發展を期すること能はず。同業者各自の發展は、斯業の進歩に須つ

不正競争を
避けよ

こと深く、同業者の繁榮は、又、自己の繁榮と相關聯するものなることを、十分了解するを要す。各自此の心を以てすれば、則ち同業者、互に、和親輯睦、斯業の發達、おのづから、期して待つことを得べし。世には、動もすれば、同業者間、不正の競争を敢てする者あるを見るが、これ、蓋し、偏狹固陋なる利己主義の結果に外ならず。固陋なる利己主義に囚はるれば、單に、目前の個人的利益のみに着眼するが故に、同業者は、皆、利益の競争者なりとし、甚だしきは利害相容れざる商敵として、互に、他の成功を

嫉視し、或は、慢罵中傷、或は、讒誣妨害、他人の失敗を見て竊に喜ぶに至る。此の如きは、實業道德に缺くるのみならず、又自己の利益の何たるかを辨へざるものといふべし、實業家の賤視せらるゝは、主として、斯かる徒輩の罪過に由るものなれば、諸子は、斷じて、斯かる行動を避けざるべからず。

經濟未だ、十分に發達せず、商業交易の區域、狹隘なりし時代にありては、同業者間、共同の利害を感ずること少く、協力の必要、亦、随つて大ならざりしが、國民經濟發展し、國際貿易の隆盛なる今日の如

共同の行爲
法と
同業組合

協同
獨立

無力能
依賴

き時代に於ては、同業者間の關係は、極めて、密接に相互の利益を増進すること能はず。されば、政府も、夙に、此に注意し、同業組合準則、茶業組合規則、或は、重要物産同業組合法などを制定して、同業組合の設立を奨励せり。抑も、同業組合とは、一地方の同業者、又は、其の營業上の利益を同じうする者が、協同して、營業上の利益を増進し、弊害を矯正する目的を以て、組織する組合にして、取扱商品の粗製濫造を戒め、品質の齊一、市價の均一を圖り、不正競

規約を遵守すべし

争を防遏する等、業務の改進を策し、又、同業者相互の親睦を圖るを以て、目的とするものなり。されば、同業者は、其の同業組合法の精神を體認して、偏に、同業者の和親と發展とを心掛け、其の同業者間に定めたる規約は、大小を論ぜず、必ず之を遵守すべし。

正當なる競争は可なり

同業者は、相互に、和親協力して、各利益を進むべきこと、勿論なりと雖も、産業なるものは、他の場合と同じく、時には、正當の競争に由りて、斯業の改良進歩を圖り得べきものなれば、同業者は、相互に、刺

戟鞭撻して、奮發勉勵、以て、向上發展を計るべし。

此の如き意味の競争なるものは、社會の進歩を促す一の必要手段なり。今日の文明は、畢竟、競争の成果なりと稱するも、敢て過言にあらず。されど、其の度を超えて、不正品を賣り、或は、他人の成功を嫉み、其の繁榮を妨ぐる等、いはゆる、不正の競争を爲すが如きは、社會の秩序を紊り、自己の信用を傷け、啻に、道德上の惡事たるのみならず、時には、法律上の罪人ともなるものなれば、深く戒慎するを要す。

第五課 共同企業と道德

企業を分つて、公企業及び私企業の二種となすことは、既に諸子の熟知せる所なるべし。公企業とは、國家若しくは地方自治團體に依りて營まるる企業をいひ、私企業とは、其の主體が自然人若しくは私法人たる企業をいふ。輒近、諸國に於て、公企業漸く盛んなるの趨勢を呈せるは、顯著なる事實なれども、凡そ公企業は、特別の理由に基づき、特殊の事業に限り、營まるるものにして、廣く各種の

公企業と私企業

一 種 所 二 種 業 及 後 業 一 賦 業 一

個人企業と共同企業

事業に互るべきものにあらず。社會の事業の大部分は、當然、私企業の領域にして、私人活動の壇場たるべきものとす。私企業の形態に二種あり。個人企業及び共同企業、即ち是なり。個人企業とは、企業の一個人に依りて經營せらるるものをいひ、共同企業とは、二人以上の共同經營に係るものをいふ。蓋し、個人企業は、最も早く行はれしものにして、企業の最も單純なる形態なり。其の經營者は唯一人なるを以て、事業の損益は、舉げて、其の一身に歸し、世の毀

譽褒貶亦自己一人に及ぶが故に、おのづから、全力を傾注して、精勵業に従ひ、徳義信用を重んずるの長所あり。之を以て其の長所と云ふ之に反し、共同企業は、個人企業よりも、遙に後れて起りたる企業の形態にして、大なる資本と信用とを集め、大規模經營を行ふに適すと雖も、元來、損益分配の原則の上に立つものなるを以て、動もすれば、適當なる注意と努力とを缺き、或は責任を輕んじ、徳義を無視するの缺點なきを保せず。其の發達日、猶淺きを以て、之に關する道德、未だ確立せず、個人企業に比して、不徳背信の行爲甚

共同企業の道徳

だ多きに似たり。將來實業界に身を立てんと欲する諸子は、深くこゝに注意せずんばあるべからず。共同企業は、更に分つて、組合及び會社の二種とす。抑も、組合と名づくるものは、其の種類一二に止まらずと雖も、企業形態たるべきものは、匿名組合唯一あるのみ。會社には、合名會社、合資會社、株式會社及び株式合資會社の四類あり。一概に共同企業と稱するも、其の種類異なるに従ひ、之に關與する人人の責任同じからず。匿名組合にあ

① 役員と株主
 (個人) (株主)
 (社外) (社外)
 社員相互
 社外
 社員相互
 社員相互
 社員相互
 社員相互

りては、營業者専ら業務經營の衝に當り、外部に對して、獨り、無限の責任を負ひ、匿名組合員は、單に、出資をなして、營業より生ずる利益の分配に與るのみ。合名會社にありては、社員、悉く、無限責任を負擔し、特に定款、又は、總會の決議を以て、業務執行、及び、會社代表の社員を定むることを得るも、然らざる場合は、各社員、平等に、事業遂行、及び、會社代表の權限を有するものとす。合資會社には、無限責任社員と有限責任社員とあり。株式合資會社には、無限責任社員と有限責任なる株主とあり。無限

責任社員は、何れも、會社代表、及び、業務執行の任に當り、有限責任社員、及び、株主は、唯出資を爲して、營業利益の分配に與るものなり。かく、人人の權限、及び、責任同じからずと雖も、各自相待ち、相扶けて、共同事業の成功を圖り得るものなれば、各、忠實熱心、誠意を以て、權限を遂行し、責任を重んじ、名實共に協同の實を擧ぐるを要す。或は有限責任なるが故に、責任を輕視し、或は業務執行の權限あるに乘じて、私曲を擅にするが如きこと、ゆめにもあるべからず。

株式會社の
機關と道德

株式會社に至りては、更に、大いに注意を要するものあり。由來、株式會社は、全部有限責任の株主より成立し、其の出資は、株式に分たれ、賣買讓渡自由にして、則ち純然たる財産團體たり。株主中より、若干名を選びて、取締役に任じ、以て業務執行會社代表の衝に當らしめ、又、別に若干名の監査役を舉げて、取締役の監督機關たらしめ、株主は、自ら、株主總會を組織して、會社の意思決定の機關たるものとす。然れども、此の制度の發生以來、年猶淺く、所謂會社道德の基礎未だ固からず、制度の運用宜

権利株
株主の
取締役
監査役
（主法の）
株主の
権利
株主の
権利
株主の
権利

しきを得ざること、稀ならず。即ち、株主總會は、會社の最高機關なれども、單に會社の大綱を議するに止まり、業務の執行は、舉げて、取締役に委するの結果、取締役中、往往、專恣に流るゝ者あり。取締役は、業務執行の大任に當り、會社の大資本を運用すと雖も、其の責任依然として有限なり。且や、株主の會社事業の内情に暗く、監査役の多くは無能なるを奇貨とし、動もすれば、怠慢、浪費、不正に陥り、會社の財産を見ること、恰も他人の財産を見るが如く、自己一身の利益を圖りて、會社の利害を顧みざ

會社道德の
腐敗は憂ふ
べし

る者なきにあらず。

加ふるに、之が監督に任ずる監査役は、計理監査の智識足らず、或は無爲にして、取締役の頗使に甘んじ、或は誠實を缺き、却つて取締役と通謀して私曲を働き、會社監督の機關は、かくて、有名無實に終り、會社破綻の源を發することあり。株主中にありても、小株主は、會社の事業に冷淡にして、風馬牛相關せざるの態度を執り、たとひ冷淡ならずとも、無力にして、會社を動かす能はず、獨り大株主の意見、行はれて、會社の大綱方針は、悉く其の方寸

諸子深く之
を戒めよ

に出づるを以て、若し、大株主にして、眞に會社の利害を以て念とせず、自己の私利を圖るに汲汲たるが如きことあらんか、其の弊害、殆ど、測るべからず。又、株式の賣買讓渡は、前にも述べたる如く、自由なるを以て、或は會社株式の大半が投機者流の手に歸し、爲に、會社の事業を投機の渦中に投ぜしむるが如き虞なきにあらず。

抑も、此の如きは、制度の罪にあらずして、寧ろ、人間の罪なり。如何に制度を改正するも、會社道德にして進まずんば、其の効力を示すに由なし。然

るに、今日の經濟界に於ける株式會社の勢力は、極めて、強大なるものあり。大企業、大規模經營の殆ど總ては、此の組織に依りて成立し、國富の増進、國力の伸張、實に株式會社の健全なる發達に待つこと多し。されば、諸子は、深く思を此に潛め、自ら共同企業者たるを、或は其の使用人たるを問はず、能く其の徳義を守り、責任を重んじ、以て共同企業の道德、殊に會社道德の振興に力めざるべからず。これ、やがて、身を富まし、家を富まし、國を富まし、社會共同の福祉を進むる所以なりと知るべし。

えせ末

備者被備者
は互に敬愛
すべし

第六課 備者被備者間の徳義

人權尊重の觀念、微弱なりし時代にありては、備者と被備者との關係は、恰も、君臣主従の如く、甚だしきに至りては、被備者を奴隸視したるものすら少からざりしなり。されど、備者と被備者とは、其の社會上の地位に大なる懸隔ありと雖も、これ、唯兩者の能力、資力、境遇の不同に基づくものにして、其の人間たるの根本に於ては、何等の差等あるにあらず。殊に、備者と被備者とは、共に同一の事業

に従事し、利害休戚を同じうする者なれば、互に、敬愛を以て相接し、和衷協同、事業の成功を期せざるべからず。

傭者は被傭者を優遇すべし

傭者と被傭者とは、之を雇傭契約の上より見れば、互に、對等にして、其の間、何等の差なし。唯、傭者は、被傭者に比し、經濟上、常に、優越なる地位を占むる者なれば、事實、傭者の勢力が、被傭者の上にあるは、自然の理數といはざるを得ず。然し、傭者は、其の優越なる地位を利用し、若しくは、濫用して、被傭者を壓迫冷遇し、或は、其の自由を束縛し、或は、其の

被傭者の選擇

人格を輕んずるが如きことあるべからず。世間、往往、被傭者を酷使するを以て、傭者の利益なりと爲す者あれども、これ、大いなる誤解なり。寧ろ、被傭者を優遇し、其の境遇を改善するを以て、傭者の利益と稱せざるを得ず。これ、蓋し、被傭者を優遇すれば、彼等は、衷心満足の情を以て、業務に服し、著しく其の能率を増進すべければなり。被傭者は、業務の盛衰消長に重大なる關係を有し、時によりては、傭者と運命を共にすべき者なれば、傭者は、其の雇傭に當りては、十分の選擇を要す。

被備者選擇の標準は、一言にして盡さば、適材を擧げて、之を適處に置くにあり。西哲も曾て、被備者採用に關する十項の禁條を擧げたり。

一、餘りに多く、自己の才能功績を述べ立て、又餘りに多く、條件を提起する者は、備ふこと勿れ。昔、或る者、

二、過去五六年間に、十二箇所も位置を更へたる如き者は、備ふこと勿れ。

三、初めて、面接せる時、直ちに、前主人を罵詈する者は備ふこと勿れ。

四、豫め、勤務時間數を問ふ者は、備ふこと勿れ。

五、安逸の習慣を有する者、一日、八時間働けば足れりと思惟する如き者は、備ふこと勿れ。

六、一切の事を知れりと誇言する者は、備ふこと勿れ。

七、過去に於て、人格徳義に汚點を印せる者は、備ふこと勿れ。

八、地位の永久なりや否やを確むる者は、備ふこと勿れ。

九、猥りに、自ら得意なる者は、備ふこと勿れ。

備者の座右銘

十、猥りに、紹介状を信じて備ふこと勿れ。さて、一旦雇ひ入れたる後は、心より喜び勇んで業務に服する様、備者先づ親切を盡すべし。西洋の諺に「唯善良なる備人たるに適する者のみ、善良なる備主たるを得。」とあるは、備者の大いに味ふべき言なりとす。西哲又曰く「備人は、其の最良なる者を採用し、其の値するだけのものを、之に給して吝むことなく、之を取扱ふこと、備主自身が取扱はれんことを好むが如くせよ。」と。これ、いはゆる「己の欲する所、之を人に施せよ。」の意にして、共

備者の責任

に、備主たる者の座右銘とすべき箴言なり。されば、備主は、被備者に多少の過失ありとも、事情の許す限りは、之を寛恕し、以て、誘掖扶導の道を講じ、又、規律を立て、被備者を鼓舞督勵すること、肝要なり。即ち、備者は、被備者の短所を去りて、其の長所を益發揮せしむるの心掛あるを要す。此の如くにして、始めて、兩者は、協力一致、業務に従事し、其の發展を圖ることを得るものとす。殊に、備者が、常に、其の道を以て、被備者を遇せんか、彼等も、亦、其の厚遇に感じ、全力を獻げて、業務に盡瘁する

備者は意
三友量
二五在在
三友量

に至らん。要するに、傭者たる人の心掛が最も肝腎なり。

被傭者の本分

次に、被傭者は、忠實勤勉、専心業務に服し、以て傭者の期待に副はんことを務めざるべからず。元來、傭者と被傭者とは、利害を異にするものにあらず。傭者の利益は、これ、被傭者の利益、被傭者の利益は、即ち、傭者の利益たるの性質を有す。然れば、被傭者たる者は、徒らに、傭者を嫉視するが如きことなく、忠實、業に服し、勤勉、事に従ひ、其の成功を圖るを以て、自己の運命を開拓するの道なりと心得

ざるべからず。されば、米國の某豪商の談話にも、「吾人の傭人は、何れも最低階級より身を起したる者にあらざるはなし。故に、彼等は、能く、主人の利益に注意して、以て、自己を利するの得策なるを知れり。すべて、社會に立たんとする者は、此の主義を忘るべからず。然らば、其の將來の成功は期して待つべし。通例、斯の心を以て、吾人に採用を懇望する青年は、早晚、其の志を達せざるはなし。」とあり。諸子、將來、爲すあらんとせば、須らく、斯の心を以て心とせよ。但し、最初、其の職を求むるに當

早進マントスル勿レ

りては、自己の體力能力境遇等に鑑み、慎重考慮して、其の最も適する處に従ひ、専心力を致すこと肝要なり。不平を起し、反抗を事とし、或は漫りに、他に轉ずる如きことあるべからず。斯の如きは、被備者たるの本分に背き、信用を失ひ、失敗を招くの基なり。

第七課 被備者相互の徳義

抑も、被備者が、被備者として、其の本分を全うせんとせば、單に、備者に對して、忠實業に服するを以

被備者は互に親密なるべし

て、足れりとせず、更に、被備者相互の間に於て、各信義を重んじ、守るべきの道を守り、爲すべきの事を爲さざるべからず。たとひ、備者と被備者との間は、圓滿にして、一致事に當り、協力、業に勵むとも、被備者相互の關係に於て、親睦の情、融和の意を缺き、互に軋轢排擠を事とする如きことあらんか、其の從事する業務の發展成功は、到底望む能はざるべく、隨つて、被備者として、備者に對する本務を盡し得たりと稱すべからざるなり。されば、被備者たる者は、互に徳義を重んじ、以て、主家に對する各自

同心一體の
心掛を要す

の責任を完うするの覺悟なかるべからず。

事業の規模、又は、性質に依り、被備者の執るべき職務の種類、範圍等は、決して一ならず。或は、分業的なるあり、然らざるあり。或は、同處に在るあり、然らざるあり。其の執る事務は、異なりと雖も、等しく、事業の成功に向つて、行動を共にすべきものなれば、常に協同戮力の精神を以て事に當るべきこと勿論なり。即ち、被備者は、事業の爲め同心一體となりて、互に相助け、相補ふこと肝腎なりといふべし。蓋し、被備者は、相互に、有機的關係あるも

のにして、若し、其の一部に、不和缺陷あらば、忽ち、全體に影響し、終には、事務の破綻を醸すことなきを保せず。されば、商店に於ても、將、又、銀行會社等に於ても、被備者は、互に、協同融和、步調を一にして、事務の遂行に邁進すべし。凡そ、世上に於ける幾多の失敗を見るに、其の原因、多くは、内部の不和に基づけり。諸子、能く、此に留意し、現在、學校内に於ける協同一致の精神を持して、將來、各、従事すべき團體に入り、同心戮力、其の本分を全うすることを期せよ。

被備者間の秩序

さて、被備者、各自協同一致の實を擧げんとせば、其の間、能く、秩序を守ること肝要なり。即ち、年長者、若しくは上級者は、兄たるの心を以て、年少者、又は、下級者に臨み、愛憐慰諭、懇ろに誘導扶掖すべく、年少下級者は、又、弟たるの心を以て、長上を尊敬依頼し、常に、其の命に服従すべし。殊に、執務上に於ては、一層、其の分を明らかにし、各、其の職務を守り、苟くも、秩序を紊る如きことあるべからず。古語にいはゆる、不在其位、不謀其政。或は、思不出其位、の心を以て、専ら、各自の職務に當り、しかも、相互に、

専ら各自の責任を盡せよ

連絡を失はず、協同一致、以て、事業の完成を期するを要す。

尚、被備者の間には、各、其の地位階級に差別あり、随つて、其の給料手當等にも異同あるべし。即ち、備者よりの委任範囲に、廣狹の差あり、又、外部に對する責任に、大小の別あるべし。而して、これ、或は、人人の伎倆才能、經歷等の如何に基づき、又は、備者が事業經營上の都合に出づるものにして、固より、自然の結果なれば、被備者は、之に就きて、彼是云爲するが如きことあるべからず。況んや、漫りに、報

酬に對する不平を鳴らす如きことをや。唯、一意専心、忠實に、自己の責務を盡すことを心掛くべし。しかも、職務を執るに當りて、自己は、地位低きが故に、随つて責任輕しと思ふが如きことあるべからず。地位低く、俸給乏しくとも、全力を盡して業務に當り、以て、傭者の期待に背かざらんことを要す。

嫉視反目すべからず

畢竟するに、被傭者は、互に徳義を重んじ、親愛を旨とし、一致協同業務に精勵し、以て、事業の成功を圖るべし。然るに、世には、獨り、自己の榮達を希ひ

て、又他を顧みず、或は、同僚互に嫉視反目を事とし、讒誣中傷を敢てし、仇敵の觀を爲す者すら往往見ゆるが、これ等は心得違の甚だしき者にして、最も卑しければ、諸子は、深く之を慎むべし。

第八課 理財の確實

財をたね下

世人、動もすれば、財貨の獲得には、大いなる思慮と勤勞とを盡し、敢て、辭する所なきも、理財の道に至りては、之を輕んずる風あるのみならず、或は全く、捨て、顧みざることすらあり。迂愚といふべ

一般の通弊

理財の道を講ずべし

し。

抑も、致富の道は、財貨の收得と、適切なる理財と相須ちて、始めて、之を完うするを得べし。奮勉努力、克く、財貨獲得の目的を達するも、理財の道、宜しきを得ざらんか、或は驕奢に流れて、之を蕩盡し、或は、吝嗇に陥りて、守銭奴と爲り、何れにしても、財貨獲得の目的に反し、致富の道を完うすることを得ざるべし。これ、決して、新進有爲の商人が、模すべき所にあらざるなり。

かの、徒らに、豪快を誇りて、理財の道を輕んじ、收

金錢の死用

自己財、入る計を出入り制す、公衆団体、あつて見ても、是を

と活用

得する所、悉く、放蕩の資に供し、贅澤の料に用ひ、随つて得れば、随つて散じ、雲散霧消、百萬の長者も、忽ちにして、債鬼に責められ、一家をも支ふる能はず、一身をも保つ能はず、流離顛覆、徒らに他人の救助を求むるに至る者の如き、其の心事や解すべからず。營業は、果して、何の爲にするか。彼等は、恐らく、之に答ふること能はざるべし。抑も、金錢本來の用途は如何。彼等は、恐らく、其の真相を知らざるべし。諸子は、財産を増殖すると共に、其の一部を貯へて、子孫の計を立て、又、他の一部を割いて、公

木下屋又也衛門

益事業に投ぜんことを心掛けよ。これ、社會の惠澤に報ずる所以にして、しかも、其の効果は、永遠不朽なるべし。

貪婪なるべからず。

世には、又、漫りに、金錢を愛し、之を獲取することを知りて、之を使用することを知らざる者あり。狡猾貪婪、手段を選ばず、方法を論ぜず、只管、金錢を獲ることのみに汲汲とし、獲たる所は、悉く、守藏して、毫も有益に之を散ずることを爲さず、義理を忘れ、人情を缺きて恥ぢず、いはゆる、吝嗇に陥り、守錢奴と化せる者少からず。世間の通寶、空しく、金庫

に腐朽するのみ。かくては、何處に、金錢の價值ありや、効用ありや。金錢を愛好することのみを知りて、之を活用することを知らざる者は、愚にあらざれば、陋、諸子の斷じて學ぶべき所にあらざるなり。

理財の觀念は、實業家に最も必要なり。

凡そ、理財の觀念は、何人に取りても必要なり。たとひ、巨萬の富ありとも、之を理むるに、道を以てせざれば、遂には、空盡して、剩す所なきに至らん。一家を經營し、一事を成就せんとするには、又、理財の觀念、明らかならざるべからず。殊に、經濟的事

業を以て其の活動の舞臺とせる實業家に取りては、其の必要最も大なるを見る。依つて、諸子が參考となるべき事項を左に記述せん。

財産の整理
を第一とす

第一に財産の整理を爲すべし。これ、何人も行ひ得るが如くにして、しかも、容易の事にあらず。着實周到の人を俟ちて、始めて、行ひ得べきことなりとす。而して、其の方法は、先づ、日常の収入を算し、之に本づきて、適當の支出を計るにあり。國家の財政にありては、國務の遂行上、經費の支出は、避くべからざるものなるを以て、先づ、其の支出を計

微細の注意
を要す

り、之を基礎として、収入を決定するを原則とすれども、個人、會社等の私經濟にありては、斯の如き方法を取ること能はず。必ずや、入るを量りて出づるを制し、以て、財産の安固を計らざるべからず。而して、常に、帳簿の記入を確實にし、財産の増減變化、及び、其の現状を明瞭にし、以て、會計の基礎を安定すべし。

人、動もすれば、現金が帳簿と符合せざる場合、其の不足せる時に方りては、連りに、之が調査に力むれども、過剰を生ぜし場合は、之を等閑に附し、甚し

節儉、貯蓄
及び利用

きは、輕卒にも、之を以て、直ちに、利得を生じたるが如く思惟することあり。然れども、これ大なる誤なり。過剰といひ、不足といふも、共に會計の不確實を證するものなれば、諸子は絶えず、此に注意し、些細の相違なりとも、之を發見せば、直ちに、調査修訂し、以て財産整理の實を擧げざるべからず。人、若し、理財の確實を期せんとせば、單に財産を整理するを以て、満足すべからず。即ち、日常、濫費を慎みて、收支の差額を貯蓄し、以て、資本の増殖を計り、或は、各自の地位身分に應じ、其の一部を以て、

収入の増加
を計るべし

有益なる使途に當て、財産の眞價を發揮し、金錢の効用を増進することを圖るべし。抑も、私人の經濟に於ては、収入の範圍内に於て生活の道を立つるを要することは、既に一言したり。然れども、社會の進歩につれて、生活の程度も、漸次向上するものなれば、吾人は、單に、既得の収入に甘んずることなく、進みて、収入の増加を計り、以て、時勢の進運に伴ひ、益、理財の確實を期すること
を要す。

條
使
使
使

三業の分立
と協同

第九課 農工商三業の價值

世間、往往、農工商三業の優劣を論ずる者あれども、これ、固より、大いなる誤なり。惟ふに、三業の區別は、産業組織の發達に伴ひ、自然に分化し來りたるものにして、その分立は、三業の協同を必要條件とし、互に密接不離の關係を有し、其の間、決して優劣のあるべき理なし。唯、其の國諸般の事情に鑑み、何れに重きを置くべきかを、異にするのみ。されば、三業、互に、孤立して、各、單獨に其の繁榮を期せんとするが如きは、到底、無謀の舉たるを免れず。

日本の農業
國本主義

かの英國が、商業を以て、世界に雄飛し、獨逸が、工業を以て、宇内に優越し、而して、米國、露國が、農業を以て、萬邦に冠絶するは、固より、其の國情に依り、各、最も適する所を選び、國民的生業と爲せるに過ぎず。三業を分離して、其の一業を採り、他は、全く、棄て、顧みざるものには、あらざるなり。即ち、此等の諸國に於ては、特に、或一業の發達顯著なるも、三業は、依然として、併立せるものといふべし。

我が國は、古來瑞穂の國と稱し、農業を以て、富國の本源と爲し、歴代の詔勅にも、間間、之を述べたま

へり。曆數も、農事を主眼として、編製せられ、租税も、俸祿も、亦、穀高を以て、制定せられき。されば、朝廷に於ても、農民を最も重んぜられ、呼ぶに、百姓を以てしたまひ、且、數、旌表を行はせられたり。而して、此の趨勢は、封建時代に至りても、毫も、變改せらるゝとなく、士農相對して、國民の中堅を爲せり。徳川幕府が、設定せりと傳へらるゝ、成憲百箇條中には、凡そ四民の内、士は農を治め、農は士を養ふ。此の二は工商の上に居る。といへるが、諸侯も、領内の豪農に對しては、種種の特典を與へて、優

遇を圖りたりき。又、古來、賢明なる藩主は、最も農政に重きを置き、農民と款晤するを以て、能事とせし程なりき。就中、徳川光圀、池田光政、上杉治憲、細川重賢等は、その最も著しき者にして、何れも善政を布きたる、明君として、治績芳名、今に及びて、赫赫たり。かくて、工業商業は一般に輕視せられ、職人又は、素町人と賤まれしが、此の傾向は、殊に商業に於て、最も甚だしかりしなり。かの足利、豊臣二氏の時代に於て、一時隆盛を致せし海外貿易も、徳川氏の政策に依りて、一大頓挫を來し、其の末葉に至

興
商工業の勃

るまで、萎靡廢頹のまゝに推移し、依然として、農業國本主義たりしなり。

然るに、嘉永安政の交、外船、浦賀に來りて、切りに、開港を促したるの結果、貿易は、漸次、盛大となり、國力、之に依つて伸張し、國運、之に依つて發展せり。此に於てか、商業の價值、頓に認められ、商人の勢威、漸く張るに至り、國家萬般の事業、すべて、商業家の力を藉らずんば、到底不可能なるの情態となれり。之が爲、商業家は、他に率先して、位階榮爵を賜はり、社會の尊重、世人の信用、年と共に相加はるを見る。

三業の鼎立

其の後、戰爭を経る毎に、産業振興の聲、益、盛んとなり、殊に、最近歐洲大亂の爲、工業獨立の必要、痛切に感ぜられ、今や幾多の製造工業は、相次いで起り、商業と相駢びて、空前の盛況を呈するに至れり。

太初以來、農業を以て立國の大本とせる我が國にありては、農業固より重しと雖も、我が國の位置地勢、及び、現時の情態は、もはや、獨り、農業國本主義を以て、足れりとすべからず。進んで、農工商三業の鼎立を以て、立國の基礎となすの時運に際會し、歐洲戰亂の勃發に依りて、其の必要は、一層、痛切と

三業には優劣なく、相互に關聯せ

なれり。固より國に依りては、三業の鼎立を許さざる事情もあるべけれど、我が國の如く、建國以來、農を以て、大本とし、加ふるに、天然の恩惠、國民の努力、時勢の進歩と相待つて、將來、商工業の發展、益有望なる國に於ては、三業駢立を以て、國是とし、國力の振張を圖り、國家有事の日に備ふることを、愈、肝要なり。

是に由つて之を觀れば、農工商三業の價値は、互に、優劣を決すべきものにあらず。工は、農に其の原料を仰ぎ、商は、農工に取引の目的物を得、且、農は、

我が實業家の覺悟

工商に依りて、其の發達を促すものなれば、其の關係、密接不離にして、互に、果となり、因となり、以て、鼎立駢進すべきものなりとす。されば、我が國の實業家たらん者は、深くこゝに注意し、徒らに、自己の従ふ所に偏することなく、農工商、互に、協同扶掖し、以て、國運發展の道を講ぜざるべからず。

欲望は人間活動の源泉なり

第十課 經濟と道德との關係

人の此の世に生存するや、常に種種なる不足を感じ、絶えず、之を満たさんことを欲するものなる

が、此の心理作用を稱して欲望と名づく。欲望の増長は無限なり。一の不足を満たせば、更に新たな不足現はれ、臍を得れば、則ち、蜀を望みて、終に底止する所を知らず。されど、人は、之あるが爲に、絶えず、奮闘努力し、向上發展して、已むことなし。誠に、欲望は、人間活動の源泉にして、社會一切の現象、此に源を發せざるはなし。

欲望と經濟

欲望には種類多し。或は肉體的なるあり、精神的なるあり、或は現在のなるあり、未來的なるあり、又或は絶對的なるあり、相對的なるあり、千態萬様、

枚舉に違あらずと雖も、之を其の目的物の性質上より分類すれば、物質的欲望、非物質的欲望の二種となる。物質的欲望とは、外界の物資に對する欲望にして、例へば、衣服を欲し、食物を欲し、住居を欲するが如し。而して、此の物質的欲望こそ、實に、人が經濟的活動を起すの原因たり。即ち、外界の物資を得て、以て物質的欲望を満たさんとするの行爲は、これ經濟的行爲にして、幾多の經濟的行爲が、秩序ある統一體を組織する時、之を名づけて經濟とは稱するなり。或は經濟的活動といひ、或は經

自足經濟と
道德

濟的現象といふも、畢竟、物質的欲望の發現に外ならず。

抑も、人が外界の物資を得て、其の欲望を満たさんとするには、二種の異なる方法あり。自から勞して天然物を採取し、又は、之に加工して、欲望充足の用に供するは、其の一にして、他人より是等の物資を得て、以て欲望充足の用に供するは、其の二なり。往昔、自足經濟の時代にありては、人は、専ら、前者の方法に依りて、欲望の満足を圖り、自から生産して、自から供給するを常とせり。固より、かゝる

交通經濟と
道德

活動も、人間の行爲たる以上は、之に對して道德上の責務を免れずと雖も、しかも、かゝる情態にありては、經濟的活動は、主として、人間對自然の問題なるに止まり、人と人との接觸少きが故に、未だ經濟道德の十分なる發達を見ず。

然るに、分業と交易とに依りて成立する、今日の交通經濟にありては、財を生産する者は、自から消費することを主眼とせずして、専ら、他人に供給することを目的とし、財貨の循環流轉に従ふ者、亦、自から種種の財貨を獲得消費することを目的とせ

ずして、他人に之を供給することを主眼とす。即ち、造る者も、賣る者も、自己の欲望充足の用に供するにあらずして、多數の人人の欲望充足を目的とするものなれば、今日の經濟的活動は、自然對人間の問題たると同時に、又、人間對人間の交渉たり。此に於てか、財貨の生産に於ても、財貨の交易に於ても、將、又、財貨の消費に於ても、道德上の責任は一層重大を加へ、經濟道德の發達、一層顯著となるものなり。

世を益するは則ち自か

凡そ人の爲に造り、人の爲に賣るは、これ分業の

ら利する所以なり

結果にして、又、社會要務を分擔する所以なり。是を以て、生産者も、商人も、須らく、社會共同の福祉に着目して、自己の業務に忠實ならざるべからず。然るに、世の生産者も、商人も、共に財を自から消費することを目的とせず、他人に供給して利を營むを直接の目的とする關係上、動もすれば、眼前の私利に迷ひ、不正なる製品を供給して恥ぢざるが如き傾向あるは、誤れるの甚だしきものといふべし。蓋し、經濟上の道德を重んじて、各業務に忠實なるは、これ社會共同の福利を増進すると同時に、又、以

て自己の利益を進むる所以なり。人人若し、自己の私利を貪るにのみ汲汲たらんか、社會共同の福祉は妨げられ、社會の進歩發達は害せられ、延いて、自己の業務の凋落を來し、自己の利益は、遂に衰滅に歸せん。自己の利益を圖らんと欲せば、先づ社會共同の利益を圖るべきことを十分領悟するを要す。

之を生産の場合に就て論ぜんか、單に生産技術を改良して、能率を増進し、原價を低減するを以て能事とせず、經營者も、労働者も、綿密なる注意を拂

財貨の生産
及び循環に
於ける道徳

ひ、誠實熱心、以て製品の品質を均一優良ならしめ、益、社會の需要に應じ、世人の欲望充足に適せしめんことを力むべし。之を財貨交易の場合に就て論ぜんか、單に流行を捲起し、賣上の増進を圖るを以て主眼とせず、眞に人を利し、世を益する商品を供給せんことを力むべし。抑も財貨の交換及び賣買は、公平の基礎の上に立つものなれば、大なる利用を與へんか、随つて大なる利益を受くることを得ん。されど、之に反して、己のみ利益を貪りて、相手方に十分なる價值効用を與へざらんか、その

實業家は約束の履行に忠實なれ

取引は決して永續するものにあらず。尚、財貨の生産交易に關して、注意を要することあり。由來、我が國の實業家は、工業家も商業家も、共に約束の履行に忠實ならざるの缺點あり。期限を嚴守せざるは勿論、見本と異なる製品を供給して顧みず、或は品質の精選を怠り、均一を缺き、甚だしきは、全く使用に適せざる粗悪品を販賣して、毫も恥ぢざる者すらあり。此の如く、實業家が徳義を無視し、責任を重んぜざるに於ては、取引の要素たる信用を保つに由なく、随つて業務の發展を

消費に於ける徳義

圖り、社會共同の福祉を進むるを得ざるは勿論、自己一人の利益をも全うし難かるべし。近く、身を經濟社會に投じて、經濟的活動に與らんとする諸子は、深く此に留意する所なかるべからず。經濟上の徳義は、獨り生産及び交易に就てのみ必要なるにあらず。財貨の消費に當りても、亦必ず、之を重んずること、肝要なり。たとひ身、富裕にして、天下の財寶、望んで得られざるなしとするも、猥りに奢侈贅澤に流るゝは、これ社會の財貨を空費徒消するもの、以て共同の福祉を進め、國富の増

殖を圖るの途にあらずと知るべし。

第十一課 機會と成功

好機を逸するを憂ふべし

好機は、必ずしも、少しとせず、否、常に、吾人の身邊に彷徨するも、唯、之を捉ふることの難きなり。故に、機先を制して、之を捉ふる者は、成功し、之を逸する者は、失敗す。古語に曰はすや、先則制人、後則爲人所制と。されば、機會に會せざるは、敢て憂とするに足らず。憂ふべきは、好機を捉へずして、空しく、之を逸することなり。英國の諺に曰く、一たび

機會を捉へ得べき實力を蓄へよ

失ひたる機會は、決して再び來ることなし。又曰く、機會の逸したるを悔ゆるは、時機既に晚し。と然るに、世間、動もすれば、他人の好機を捉へて成功せるを羨み、翻つて、自己の之を逸せしを歎く者あり。迂愚といふべし。前にも述べたる如く、一たび去りし機會は、遂に再び來らず、臍を嚙んで悔ゆるも、到底、及ばざるなり。されば、徒らに、他を羨み、自ら、悔ゆることなく、平素、注意して、機會を捉ふるの實力を養ひ置くべし。それ、機會は、絶えず、吾人の眼前に去來すれども、機先を制して、之を捉ふ

るは、蓋し、容易の事にあらず。千人萬人の中、能く好機を捉へ得る者は、誠に指を屈するにも足らず。然り、而して、之を捉へ得る者は、單に、僥倖に依りて、然るにあらずして、實に、其の人に先見の明あると、機敏の才あるとに由らずんばあらず。されど、先見の明と稱し、機敏の才といふも、平素周到なる注意と、十分なる實力とを養ひ置くにあらずんば、機に臨んで、俄に、發現し得るものにあらず。西郷南洲翁曰く、世人の唱ふる機會とは、多くは、僥倖の仕當のみ。眞の機會は、理を盡して行ひ、勢を審かに

して動くといふに在り。平日國天下を憂ふる誠心厚からずして、唯時のはずみに乗じて成し得たる事業は、決して永續せぬものぞ。と。乗すべきの機會ありとも、之を捉ふべき實力を備へずんば、掌中の玉も、空しく、他人の奪ふ所となり、終に、再び、之を得ること能はざるべし。機會の去るや、實に、白駒の隙を過ぐるが如し。されば、人たる者は、徒らに、他人の成功を羨むことなく、自ら、常に實力を貯へ、以て、徐ろに、好機の到るを待つべし。而して、一たび、好機到來せば、果斷決行、敏速に、之を捉ふる

pushing to the front
successful under difficulty

Causet

自ら幸運を
作るべし
Garfield

の勇氣なかるべからず。シーザーが徐ろに急げ。と曰ひしは、意味頗る深長なるを覺ゆ。ガールフィールド曰く、幸運の來るを待つことなく、須らく自ら幸運を作るべし。と。坐して空しく、幸運の到るを待つことなく、絶えず、幸運に乗ずるの實力を養ひ、進んで好機を捉ふることを力むべしといふの意なり。諸子、試に、古今の名將が、戦に臨み、一舉に奇功を奏せるの跡を見よ。世俗、或は、之を目して、天祐に歸し、幸運に歸せん。然れども、天祐を利し、幸運に乗じて、奇功を奏せしは、其の智

常に商機を
捉へよ

略の周密にして、且、斷行の勇氣に富めるを證するものならずんばあらず。近くは、又、諸子が學業の成績について一考せよ。平素、學力の修養を怠りて、漫然、試験場に臨み、以て、優等の成績を僥倖せんとするも、其の不可能なるは、諸子の數、經驗せる所なるべし。諸事、皆、然り。機會は、潮の如く襲ひ來れども、之に乗ずるの實力なく、之を捉ふるの才能なき者は、遂に、功を收むること能はざるなり。機會を捉へて、偉功を奏し、以て、勝利の月桂冠を戴くべき者は、單り、古今の名將のみに限らず。平

和の競争に従事する實業家に於ても、亦、相同じ。特に、波瀾高低極まりなき市場を控へ、優勝劣敗朝にして夕を測られざる、商工業界に於ては、其の最も著しきを見る。されば、商工業家たる者は、常に、市場に於ける需要供給の情勢を熟知し、商機の向ふ所を洞察し、以て、好機を逸せざるの用意を爲すのみならず、又、自ら進んで機會を作り、機運の進行を促すの覺悟なかるべからず。此の如きは、獨り、一身一家の榮達を齎らすのみならず、又、以て、社會公衆の福祉を進むる所以なりと知るべし。

向上發展の基

人類先天的進取の氣

第十二課 進取の氣象

萬難を排して、自己の足らざる所を得んとし、常に、古きを捨て、新しきに向ひ、絶えず、進んで止まざるの氣風、之を名づけて進取の氣象といふ。吾人は、之あるが爲に、向上發展し、社會は、之あるに依つて、進歩發達す。殊に、青年の時代は、此の氣象盛んなるが故に、進歩最も著しきを見る。社會にして、若し、進取の青年に満たば、其の發達隆隆たるべく、國民にして、若し、進取の氣象に富まば、其の進歩、

又、駸駸として已まざるべし。誠に、此の氣象は、個人に取りても、將、又、國家社會に取りても、進歩發達の一大原動力たり。

ヂスレリー曰く、少年高きを仰がざれば、必ず低きに俯す。而して、精神意氣の天に冲飛せざる者は、必ず地に匍匐すべし。と。人生、最も元氣の潑漑たるべき青年者が、懦弱懶惰、保守退嬰なりとせんか、其の人の將來は、推して知るべく、其の人の家運、亦、萎靡振はず、延いては、國家社會（はまゝあつち）も、其の累を受くることなしとせず。又、國民にして、此の氣象な

進取の氣象
はすべての
運命を左右
す
Disraeli

しゆん何をや
余何をや
なす何をや
不如斯

Heliodorus

からんか、恰も、溝中の溜水の如く、沈滞腐敗せざらんと欲するも、得べからず。此の如き國民を有する國家の前途や、眞に、憂ふべきものとす。要するに、進取の氣象に富めると否とは、個人の運命を左右し、又、國家社會の盛衰消長を支配するものにして、東西の歴史は、明らかに、之を證す。ヘリオドラス曰く「大なる事業は、大なる準備を要す。」と。將來、大いに、爲すあらんとする者は、常に、進取の氣象を持して、堅忍不拔、十分なる準備を整へざるべからず。

我が國民は
進取の氣象
に富む

我が大日本帝國は、創建以來三千年、未だ、一たびも、外侮を受けたることなく、明治大正の御代に至りて、國運、益、隆昌を致し、赫赫たる國威は、天地と共に窮まりなく、日月と共に輝き互るべし。これ、固より、我が國體の然らしむる所なりと雖も、亦、我が日東國民が、往古より、大いに、進取の氣象に富めるに由らずんばならず。即ち、夙に、支那朝鮮の文物制度を輸入して、以て、我が開化を資げ、近くは、熾んに、泰西の文華を吸収して、日進月歩、須臾も休まざるなり。

時勢と共に
邁進すべし

凡そ、風俗習慣は、長年月を経て、自然に發達せるものなれば、漫りに、之を打破するの不可なるや、論を俟たず。然れども、時勢は、寸時も同處に止まらざるが故に、人人、徒らに、舊慣古習を墨守して、毫も、新しきを迎ふることなくんば、漸く、退化するを免れざるべし。されば、一面、舊事物の長所を保守すると同時に、他面、大いに、新工夫、新改良を攝取して、以て、社會進歩の大勢に順應せざるべからず。然しながら、大なる革新を行はんとするに當りては、常に保守と進取との衝突を來し、時には、其の實

進取の氣象は實業家に最も必要な

行容易ならざることあれば、社會の先覺者を以て任ずる者は、百折撓まず、千挫屈せず、敢然として、勇往邁進することを要す。
進取の氣象は、時勢の推移と密接の關係を有する商工業家に取りて、最も肝要なり。即ち工業家は、絶えず社會の趨勢を察して、製品の改良に力め、商業家は、又、常に、需要の傾向に鑑みて、取引方法の改善、新商品の供給を怠るべからず。工業家にして、長く、舊時の生産方式を墨守して、改めず、商業家にして、時運の進歩に後るゝが如きことあらんか、

個人として保守に陥るも勿れ

されど極端なるべからず

業務の發展は、到底望むべからず、社會の經濟の進歩、亦到底期すべからざるなり。進取の氣象は、吾人一個の生活に於ても、亦、最も必要なれば、徒らに、舊弊を保守して、一身一家の發展を妨ぐるが如きことあるべからず。
すべて事物は、極端に陥ることを忌む。進取の氣象、亦然り。進むことのみを知りて、守ることを忘るゝに於ては、健全なる進歩發達は、庶幾すべからず。必ずや、保守と進取と、兩兩、相調和して、中庸を保つこと肝要なり。我が國、維新以來の文明は、

誠に、兩者調和の賜なりといふべし。海外諸國を一瞥するに、或國は、保守に傾き、或國は、進取に偏し、又、或國は、兩者の調和宜しきを保てり。諸子、審かに、之を察し、明らかに、之を斷ぜよ。

第十三課 活動の天地

活動の天地は廣し

實業家活動の天地は、廣し。波上に國を成して、大いに、世界に雄飛すべき地の利を占むる日本人は、徒らに、猫額の地に跼蹐することなく、世界を家として、活動飛躍するの覺悟なかるべからず。烟

農業家活動の舞臺

波連る處、これ我が船の行くべき處、人類の住する地、則ち、我が物資の遠征すべき地ならずや。人間到處有、青山。實業家活動の舞臺、豈、祖先墳墓の土のみに限らんや。

我が國、もと、農を以て國を立て、能く、其の富を致したりしが、近時に至り、更に、商工の勃興を促し、三業鼎立駢進して、益、國運の隆昌を來しつゝ、あること、既に、述べたる所の如し。農業活動の天地も、固より、狭からず。本土を初めとして、北海道、臺灣、朝鮮、其の他の領土、滿洲の租借地、遠くは、南北亞米利

加、或は、南洋諸島に及び、我が農業家の開拓耕耘を待つ沃土、敢て、乏しといふべからず。されば、農耕牧畜の事に志す者も、獨り、國內のみに着眼することなく、廣く、世界の豊土沃野に活躍するの心掛あるを要す。然れども、農業は、由來、土地の制限を受くること大なるが故に、商工業の如く、自由に、活動の天地を求めて、無限に、其の發展を望むこと能はざるなり。これ、農工商三業の鼎立を必要とする所以の一にして、又、商工業が、有爲の青年を收容する力の大なる所以なり。

商工業家活動の天地

然り、商工業活動の舞臺は、到底農業の比にあらず。商工業の天地は、最も廣大にして、世界到る處、富源の開拓、殆ど、盡くることなく、人類の住する處、商品の市場たらざるはなし。富を千里の異域に獲得し、輸贏を萬里の波上に決する、一に商工業者の奮闘努力に待つ。諸子、豈、手に唾して起たざるべけんや。

大いに海外に雄飛すべし

今、大正の大御代に生れ合せて、世界の各處に活動の天地を賦與せられたる、吾等大日本國民は、宜しく、雄大高遠なる理想を持して、大いに、海外に飛

躍する所なからべからず。徒らに郷土に跼蹐たらず、世界を家として、人の存する處、富の生ずる處、自由自在に横行濶歩する、男子の壯快、又、之に過ぐるものあらんや。斯くて、市場の開拓、商權の擴張を圖る傍ら、新領土及び殖民地の經營に資し、人口過剩の弊を除き、工業發展の途を開き、内、國力の充實に力め、外、國威の宣揚を計るべし。

然るに、現今、我が實業家の状態を見るに、未だ、鎖國の思想を脱せず、好んで、内地に籠居し、營營として、小利をこれ求め、汲汲として、細事をこれ勤むる

實業家の覺醒發奮を要す

者少からず。而して、遠く、眼光を海外に放ち、廣く、活動を世界に求むる者に至つては、寥寥晨の星の如く稀なるは、國家の爲、斯業の爲、誠に、痛歎の極みならずや。今や、世界の氣勢は、我が國民をして、斯かる姑息の境涯に留まるを許さず。殊に、歐洲戰亂は、其の終局未だ明らかならずと雖も、其の結果、我が國民の任務一層重大を加ふべく、商工業家の雄飛活躍に待つこと、一層痛切なるべし。此の時に當りて、諸子、近く、世に出てんとす。深く、思を此に致して、一段、勇氣を振起せざるべからず。

大膽にして
細心なるべし

抑も、生存競争の激甚なる今日、其の大小性質の如何を問はず、一事業を成就するの困難なること、固より、言を俟たず。況んや、言語人情・風俗氣候を異にする海外萬里の異域に於て、功を樹てんとするをや。其の困難、到底、同日の談にあらざるべし。されば、遠く海外に活躍せんとする實業家は、堅忍不拔の精神を養ひ、身體の強健を圖り、且、海外の知識に精通するを以て、第一の要件とす。或人、之を説いて曰く、「今や、從來の島國根性を去りて、是非とも海外に發展せざるべからざるの急務に迫れ

Napoleon

り。而して、之には、如何なる資格、如何なる要件なかるべからざるか。第一に、健康、第二に、不屈不撓の精神、第三に、順應力と爲す。」と。右の外、ナポレオンの言ひしが如く、「大膽ならざるべからず、又、謹慎ならざるべからず。」徒らに、無謀の舉に出で、又は一攫千金を夢みるが如き行動は、深く、戒めざるべからず。目前の利益に迷うて、永遠の計を爲さるるは、由來、日本商人の缺陷と目せらるゝ所、諸子は、斷じて、此の弊を避くるを要す。商權の擴張、國富の増進は、一に懸つて、諸子の雙肩にあることを

忘るべからず。

第十四課 常識の養成

常識とは何ぞや

常識とは、理に走らず、情に失せず、或は、奇矯に偏せず、固陋に陥らず、能く、世間普通の道理に通じ、社會一般の人情を解し、以て正確適切に、日常の出來事を判断し行く能力を稱す。即ち、智情能く調和して、衆人の等しく認めて、眞となし、善となし、又美となすものにおのづから、一致する所を以て、凡百の事物を解釋し、處理するをいふ。されば、常識あ

専門家は往々常識に缺くる所あり

る者は、何事を爲すにも、之を高處大局より觀察して、從容明快にし、突然難事に遭遇するも、能く機宜の處置を取りて、敢て誤まることなし。

専門的智識の、各其の道に必要なるは、言ふまでもなきことなれど、専門的智識を有する人の、往往、事物の判断を誤り、世間普通の事情に順ずること、をさへ智らざる者あるは、蓋し、理窟に偏して、人情を解せず、餘りに専門に流れて、世事を顧みざるが爲にして、いはゆる常識に缺くる所あればなり。故に世人の數、法律家を目して冷酷と爲し、學者を

Common mind

如何なる智
識も常識を
基礎とす

目して偏狹と爲すが如きは、即ち之を謂へるものにして、複雑なる社會の事物、人間の心情を考察するの智識、經驗を有せざるに由る。常識は、實に、社會に交際し、活動するに必要缺くべからざる眼目なり、又、手足なりといはざるべからず。

この故に、若し、學者、法律家にして、其の専門的智識以外、健全なる常識を具ふるに於ては、法律の運用、學理の應用、共に適切明確なるを得べし。かの大岡忠相が、名判官として後世に喧傳せられ、熊澤蕃山が、實務家として、治績を百世に遺存せるは、皆

首腦者には
特に常識が
必要なり

常識の養成、非凡なりしに由らずんばならず。されば、如何に専門家たらんとする人も、先づ常識を修養し、之を基礎として、各、其の欲する専門的智識を養ふを宜しとす。如何なる智識も、常識の上に建設せられて、始めて有用となるものなり。諸子が、入學以來、學校に於て修得せる所も、亦、此の例に漏れず。

夫れ、常識は、苟も社會に生活せんとする者に取りて、必要缺くべからずと雖も、就中、人の首腦となりて、一團體を統率し、一事業を經營する者にあり

ては、其の必要一層緊切なりといはざるべからず。これ、首脳者は、事業の大體、團體の全般に通曉して、大局を總攬すると同時に、前後の關係、表裏の事情等、細密の觀察をも誤まらず、以て中正穩健の判斷を下すことを必要とすればなり。單に一片の理論、一面の觀察のみに依りて、事物を裁斷すること、を許さず、必ずや豊富なる諸般の智識を基礎とせざるべからざればなり。但し、常識ある人は、其の行動に於て、何等の奇拔異彩なく、一見極めて平凡なるが如きも、此の平凡の中に、深く、燃犀なる眼識、

常識なくしては社會に立つこと能はず

明快なる決斷、滑脱なる才幹を藏し、包むに圓滿なる人格を以てせるものなり。常識の貴重なること、以て知るべし。

且、常識は、過去及び現在に於ける、多數の人人の智識經驗の一大集積なり。之を以て、能く世態人情を洞察し、中正公平の判斷を誤まらざることを得るなり。故に、之を無視して、社會に活動せんとするは、恰も地を離れて歩まんとするに異ならず。蹉跌失敗せざらんとするも、遂に望むべからざるなり。

常識は商業家に最も必要なり

年を逐うて複雑の度を加ふる現代の活社會に於ては、常識的判斷を要すること益切なり。殊に商業家の如く、廣く社會の各方面に接し、複雑なる關係の下に立ちて、多様の事項を處理する者にありては、最も其の必要あり。これを實際に徴するに、専門的技能に熟達し、しかも、勤勉正直なる人の、數、失敗することあるは、其の原因、もとより一ならずと雖も、主として常識に缺けたるに由ること多し。これ將來活社會に出でて、劇務に當らんとする諸子が、深く考慮すべき點ならずや。

學問經驗に由つて常識を養成せよ

然らば、常識は、如何にして、之を養成すべき。常に學校及び家庭に於て、教を受け、道を聽くと同時に、自ら書を読み、て知識を廣め、或は衆人と交りて世態人情を觀察することに力むべし。さすれば、見聞廣まり、經驗加はるに隨ひ、此に健全なる常識は養はれて、諸事、明確なる判斷を誤まらざるに至るべし。専門的智識のみありて、常識に缺くる者は、動もすれば、偏狹固陋に陥り、人と交りて圓滿ならず、業を営みて、成功覺束なし。諸子、能く此に鑑みて、常に常識の涵養を怠ること勿れ。

道德及び法律の分化

第十五課 法律と道德

法律といひ、道德といひ、共に、吾人の行爲を律するものなれども、前者の強制的なるに反し、後者の任意的なるの點より、世人、動もすれば、法律を重しとし、道德を輕しとするの傾あるは、誤れりといふべし。由來、古代未開の社會にありては、宗教、道德及び法律の三者は、互に混淆して、判然區別すべからず。いはゆる祭政一致の状態にありき。これ、蓋し、人智蒙昧にして、未だ社會的生活の利益を自

道德と法律との區別の標準

覺せず、隨つて、道德及び法律の基礎を神意に歸するを以て便宜となせしに由るべし。然るに、社會的の道念、此に發達して、道德と法律とは、終に、宗教より分離し、社會の團結益、鞏固にして、國家の確立を見るに及び、國家の維持發達に必要なものを、擧げて、法律となし、其の他は、悉く、人民自由の道德に委し、此に道德、法律二者の分界、益、明確なるに至れるなり。

斯くて、道德と法律とは、截然區別せらるゝに至りたれども、何を以て、兩者區別の標準とすべきや

の問題に至りては、諸説區區に互りて、一定せず。今、其の主要なるものを擧げんに、其の一は、道德は心の規則にして、法律は、行の規則なりといふにあり。即ち、道德は、人間の心意を制するを以て、主眼とし、法律は、人間の行爲を制するを以て、眼目とす。随つて、前者は内面的、後者は外面的なるの關係を有することとなる。其の二は、道德は、人の規則にして、法律は民の規則なりといふにあり。詳言すれば、道德は、人が人類の一員として、必ず、遵守すべきの規則にして、法律は、人が國家の一員として、遵

守せざるべからざるの規則なりといふにあり。即ち、道德は、苟くも人たる以上、何人も之を守るを要し、法律は、人が國家的生活を營むに至りて、始めて遵守するを要するもの、随つて、前者は本にして、後者は末なりとなすものなり。其の三は、道德は其の遵守を強制せざれども、法律は之を強制すといふにあり。即ち、道德は、其の遵守を各人の任意に委するに反し、法律は、必ず、其の遵守を強制し、且、之を強制するの機關及び方法の具はれるものとなすにあり。

三說各眞理あり

思ふに、三說各眞理あり。相合して、以て、道德と法律との區別を闡明するものといふべし。道德は、人の心を制するを以て、主たる目的とし、心を制するによりて、行を制せんとし、法律は、人の行を制するを以て、主たる目的とし、行を制するによりて、心を制せんとす。即ち、道德は、意思に著眼して、行為に及び、法律は、行為に著眼して、意思に及ぶ。然れども、こは極めて大體上の區別たるに止まり、道德は全く行為の如何を問はず、法律は全く意志の如何を顧みざるものにはあらざるなり。例へば、

大正九年一月十九日
時早
録
其
録

道德は本にして重し

道德上に於て、意志善なりとも、行為の不良なるものは、未だ以て至善となすべからず。法律上に於ても、同一の行為にして、しかも意思の如何により、其の効果を異にすることあるが如し。されば、更に、他の二點を參酌して、始めて道德と法律との區別を明確にするを得べし。

斯く道德と法律とは、其の起源を一にし、其の目的を同じうし、兩者相待つて、社會の安寧秩序を保ち、福祉を増進することを得るものなれど、その間、自ら本末輕重の存するあり。即ち、道德は、本にし

て、重く、法律は末にして輕し。一國の法制、如何に發達するとも、人間の行爲を悉く網羅し盡すこと能はず。されば、國民の道德低くして、單に法律に觸れざるを以て足れりとし、或は法網を潛ること敢てして、恥ぢざるに於ては、國家の安寧秩序、社會の幸福利達は、到底望むべからず。然るに、道德は、法律の如く、外部的威力に由りて、行はるゝものにあらず、専ら、各人の内部的省察に基づきて、行はるゝものなれば、法律の網は潛るとも、道德の網は潛るべからず。是を以て、道德よく普及し、人人の

道徳上、法律上共に全きを期せよ

道念堅固なる時は、社會の安寧秩序は、法律を待たずして、當然保持せらるゝ理なり。

然れども、斯くの如きは、いはゆる理想にして、遽に實現すること難きを以て、何れの國に於ても、道德と法律と相待つて、社會の安寧幸福を維持増進するに努め居れり。諸子よく、此の理を體し、單に法網に觸れざるを以て足れりとせず、法律上、道德上、共に全きを期せざるべからず。かの經濟上の活動に於て、法律の禁止せざる事は、何を爲すも可なりとし、或は商業上の取引に於て、法律の規定に

背反することなくんば、徳義を缺くも妨げずと爲すが如きこと、ゆめにもあるべからず。

第十六課 國際關係

往古にありては、各國未だ孤立の情態を脱せず。戦争の外、國家間の問題を生ぜず。随つて、互に國交を修むるが如きは、全く絶無のことなりき。然るに、交通の發達に伴ひ、彼我の間、來往漸く繁く、文化上、又、經濟上の關係益、密接となるに至り、茲に複雑なる國際關係を生じ、國交愈、親密を加ふるもの

國際關係の發達

Handwritten red notes:
Hello
Hello

なり。殊に、今日、世界の文明國は、互に條約を結び、外交使臣を交換し、國際公法を守り、一大國際團體を形成して、有無相通じ、彼此相助け、宛然四海同胞の觀を爲せり。夫れ今日の社會に於て、個人が單獨孤立して生存すること能はざると同じく、國家間の關係に於ても、亦、一國の孤立獨行を許さず。況んや國運の發展、國富の増進を期圖するものに於てをや。今日より六十餘年前、徳川幕府が、其の久しく固持したりし鎖國の禁令を解くに至りしも、亦、此に原由せずんばあらず。

四海一家の如し

國際の關係、かくの如く、緊密なるが故に、一國に起りし政治經濟軍事上の變動は勿論、宗教教育衛生上の變化に至るまで、悉く四方列國に波及すること、恰も、此處に一瀾搖げば、忽ち彼處に萬波を生ずるが如し。されば、他國の盛衰消長は、自國の盛衰消長に關係し、他國の興亡隆替は、又、自國の興亡隆替に相關聯す。即ち、世界各國は、今や、全く相關的にして、互に密接不離なり。かの東海の島嶼に孤立して、獨り蓬萊洲の名を誇り、泰平の眠りを貪るが如きは、夢想にだも及び難し。須らく、東西相

列強の親交

倚り、彼此相待ちて、四海一家の如く、以て文明の利福を共にせざるべからず。昭憲皇太后の御歌に、
四方の海、みな、ばらからと睦びなば、
よに波風はたゝじとぞ思ふ。
とあるは、蓋し、此の意味を詠せられしものなるべし。
されば、今日、文明國に於ては、互に、和親協同して、或は通商條約を結び、或は交通上、經濟上の同盟を結び、或は學術上、政治上の協約を締結し、以て列國相互の平和を維持し、共同の福利を増進するに力

平和の爲の
戦争

めざるはなし。即ち、國家の間、相交るに、同胞の親愛を以てす。されば、國民間の交際に於ても、國際の信義を重んじ、誠意を守り、和親輯睦、以て、國交の圓滑を圖り、國運の隆昌を期せざるべからず。

吾等、日本國民は、戊申詔書にのたまへる「東西相倚り彼此相濟シ以テ其福利ヲ共ニスル」の聖旨を奉戴して、飽くまでも、國際の親密を圖らざるべからずと雖も、不幸にして、國家間の利害衝突し、平和の破裂を見たりとせんか、帝國の獨立を擁護する爲め、銃砲劍戟の間に、勝敗を決せざるべからず。

戦時におけ
る心得

即ち、何物を犠牲に供するも、祖國の爲、奮戦勇闘して、最後の勝利を期せざるべからず。然れども、戦争は、元來、争ふが爲に戦ふものにあらずして、平和の爲に戦ふものなれば、猥りに残忍酷薄の舉に出づることなく、以て、戦亂終局、平和克復の一日も早からんことを力むるを要す。

尙、他國の戦争に際し、局外中立を宣言したる場合は、宜しく國際法の規定に従ひ、必ず嚴正中立を守らざるべからず。私利の爲に、戦時禁制品を交戦國間に供給するが如きは、國家の方針を妨害す

商業家は殊に細心の注意を要す

ること大なるものなれば、必ず之を避けざるべからず。又、攻守同盟を締結せる國民間に於ては、特に信義を重んじ、和親を旨とし、常に一致の行動を取り、苟も個人間の利害に依り、國家の目的を破るが如き不謹慎の行爲あるべからず。

國際關係の和親協同を要義とすべきは、既に説ける所なるが、商業上、其の他經濟上の活動に於て、正堂堂の競争は、毫も回避すべきにあらず。常に奮勵努力して、國際競争に優勝の地歩を占め、以て、國富の増進、國力の發展を圖るを要す。但し、其

の競争たるや、斷じて不正の手段に出づべからず。殊に國際貿易に従事する商業家は、深く其の言動を慎み、手段を慮り、以て自國の信用を失墜し、累を祖國に及ぼすが如きことあるべからず。諸子、夫れ、深く之を念頭に記せよ。

第十七課 外人との交際

四海兄弟

國際間の關係が、益親密なると共に、國民間の交際も、亦、益、敦厚を加へ、利害を同じうし、休戚を共にし、四海全く同胞の觀を呈す。古へは、四海之内、皆

兄弟也。といひたれども、今は四海之外、亦兄弟也。といはざるべからず。

寛厚仁慈なるべし

されば、各國民たる者は、自己の行動が、國家の意思目的に反せざる限りは、互に和親協同を旨とし、東西相倚り、彼此相助け、以て人類共通の福祉を圖らざるべからず。而して、之を爲すの道、敢て、人種の異同を問はず、國籍の如何を論ぜず、墻壁を去り、城府を除き、赤心を以て相敬愛し、相親睦するにあり。即ち、心より打解けて、語り合ひ、助け合ふべし。かの外國人を目して異人となし、疎外輕蔑するが

如きは、野蠻時代の陋習にして、決して、文明國民の爲すべき所にあらず。況んや、我が國の如き、第一等國の班に列する國民に於てをや。諸子は、宜しく、其の品位を保ち、體面を持して、寛厚仁慈なる、君子國の民たる實を現はすべし。

戦争は、もと、人道に反する行爲にして、自ら、好んで之を企つべきものにあらず。然れども、國家の主權を侵害せられ、一國の危急存亡に關する場合に臨んでは、個人間に於ける正當防衛と同じく、戦争も、亦、避くべからず。しかも、これ、國家の本意に

戦争は國家間の争闘にあらざる
して個人間の争闘にあらず

あらざることを忘るべからず。且や、戦争は、國家と國家との間に發するものにして、個人間の争闘とは、全く別なり。故に交戦國に對し、敵愾心を起すは、當然なれども、敵國人なればとて、戰鬥力なき者に對し、濫りに冷遇虐待を加へ、亂暴の振舞を爲すが如きは、深く慎まざるべからず。これ、嘗に道徳上の罪惡たるのみならず、其の政治上に及ぼす障害、測り知るべからざればなり。

敵を愛する
は武士道の
精華なり

古來、我が國に於ては、武士道盛んに行はれ、敵人を愍みて、或は糧食を給し、衣服を贈り、或は最後を

全からしめ、厚く遺骸を葬る等、敵人に對する禮儀、頗る、懇懃なるものありき。近時の大戦に於ても、かゝる美談の傳ふべきもの甚だ多く、外人齊しく之を讚歎し、敵人、亦、感謝の念深かりしなり。此の如きは、實に武士道の精華にして、これ眞の文明國民たるの道なり。

然るに、翻つて、我が國實業界の現状を見るに、所謂商才あるも士魂を具ふる者多からず。外人に對して、動もすれば、信義を缺き、外人と事を論ずるに、故らに城壁を設け、或は濫りに懸直懸引を用ひ、

實業家は特
に外人に接
するに禮讓
するに重ん
ぜよ

又、數約を履まざることあるが故に、外人の我が商人に對する信用極めて薄きが如し。随つて、對外取引の圓滿を妨げ、其の發達を阻害すること尠からず。遺憾の極みならずや。諸子は深く此に鑑み、常に外人に接するに、禮儀を厚くし、信義を重んぜざるべからず。

よく外人を
理解すべし

外人と交るに當りて、禮讓・信義の重んずべきことは、右述べたる所の如し。然れども、禮讓を厚くし、信義を舒べんとするには、先づ、其の根本に於て、深く外人を理解する所なかるべからず。即ち、其

の風俗習慣言語は勿論、進んでは其の性質・性格の如何をも、知得することを要す。然らずんば、たとひ、衷心誠意に満つとも、舉措おのづから適切を缺き、意思の疏通全からず、延いては、交際の圓滿を阻害すべし。されば、事に外國貿易に従ひ、常に外人と接せんとする者の如きは、深く此に注意して、先づ、よく、外人を諒解知悉せんことに力めざるべからず。

誠意を以て
接せよ

條約國の間に於ては、其の何國の民たるを問はず、正規の手續を経れば、何處にても、一定の職業を

營み得るものなれば、自身が他國に居住する時は勿論、他國民の自國內にある者に對しては、誠意を以て之を迎へ、決して譎詐欺瞞の行爲あるべからず。若し、我にして、かゝる行爲あらんか、彼も、亦、我に對して、同様の行爲に出づることを覺悟せざるべからず。彼、若し、我に對するに道を以てせざることありとも、我は、常に、道を以て彼に接し、おのづから、彼を自覺せしめ、以て條約締結の精神を尊重するの襟度なかるべからず。

國交の萬全を期せよ

尙、注意すべき一事あり。外人に接するに當り

ては、全く個人間の關係なりとも、動もすれば國家に影響を及ぼし、延いて、國際の紛議を生ずるが如きこと少しとせず。故に、各人は、常に日本國民たることを牢記し、深く國家の利益と體面とを慮り、一舉一動も苟もせず、禮讓仁慈、以て交際の圓滿を期し、國交の萬全を圖るべし。

第十八課 國際的平和と通商貿易

世界的交通經濟の發達せる今日に於ては、一國經濟の盛衰は、單に自國の經濟關係のみを以て、支

列國の經濟關係は極めて密接なり

配すること能はず。常に他國の經濟的變動に影響せらるゝものとす。例へば、米國の經濟界に起りたる恐慌が、忽ち歐亞諸國の經濟界に波及し、或は印度に起りたる饑饉が直ちに英國の金融上に影響するが如く、列國の經濟關係は、極めて密接不離なるものなり。

されば戊申詔書に曰まはく、方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」と。今日の

戊申詔書の
聖意

時勢は、東西彼此相倚賴し、相蚤縁して、成立し、又、發達するものなれば、常に國際の情誼を厚うし、國際の平和を圖らざるべからず。殊に、經濟上の關係に於て、其の必要最も大なるを見る。由來、通商貿易は、列國共同の關係に由りて發達し、同時に、又、世界全體の平和を助くるものとす。見よ。近時歐洲戰爭の結果、通商貿易の部分的杜絶が、如何に世界に於ける物資の供給に缺乏を來し、以て吾人の生活上、將又、一般經濟界に對して、直接間接、如何に甚大なる影響を與へつゝあるかを。以て通商貿易

易が、人類の幸福増進の上、又、國力發展の上に、至大なる關係あることを知るべし。故に、今日、文明諸國は、互に通商條約を締結して、益、國交を厚うし、和平の裡に、相互の利益を増進せんことに汲汲たり。蓋し、東西相倚り、日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ慶澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツこと大なり。而して、國運發展の基は、實に實業、就中、通商貿易にありといはざるを得ず。深遠なるかな、聖旨。實業家、殊に、商業に従事する者は、居常、必ず、之を奉戴すべし。

通商の國交
を圓滑なら
しむ

現時の國際關係は、既に述べたるが如く、極めて緊切なるものあれば、萬一國際間平和の破裂を來さんか、其の影響する所は、實に交戰國のみに止まらず、世界各地に亘りて、激烈なる經濟上の波瀾を生ずるものとす。列強は、深く、此に憂慮し、あらゆる方法を以て、世界の平和を講じ、國際關係の親善を保つに、日もこれ足らず。而して、何れも、通商貿易を以て、其の須要緊切なる手段と爲さざるはなし。何となれば、通商貿易の發達は、直接には、世界的經濟關係を接合し、間接には、世界的平和の確實

されど通商
は却つて戦
争を惹起す
ることあり
注意を要す

を保證し、以て、社會文明の普及、人類幸福の増進を
期圖すべければなり。
通商貿易の効果、夫れ此の如く大なり。されど、
他面より見れば、一國商權の消長が、直ちに國力の
盛衰を左右し、延いて、國威の張弛、國運の隆替を支
配することあるものなれば、列國は、全力を擧げ、運
命を賭して、之が擴大に腐心し、隨つて激烈なる競
争を生じ、之が爲、却つて國際關係の破裂を惹起す
ること、敢て少しとせず。干將、莫邪の利劍、正宗、村
正の名刀、固より身を衛るの要器なりと雖も、又、往

我が國商人
の責任重し

往身を傷害するの兇器となることあり。國家を
利し、人類を益する通商貿易も、競争其の度を超ゆ
れば、却つて平和を害し、戦争の原因を爲すに至る
ものなり。されば、通商貿易の事に従ふ者は、其の
一舉一動に、極めて細密なる注意を拂ふこと、肝要
なり。

我が國の商業家は、既に數説けるが如く、内にあ
りては、外客に接して、卑劣の行動多く、外にありて
は、同胞紛争の事項頻りなり。之が爲に、國交を害
し、國力を損すること、果して幾許ぞや。此の如く

商業家は正義、仁愛とを重んぜよ

して焉んぞ、第一等國の國民たるを得んや。幸ひ、我が國は、今次大戰の好影響を受けて、經濟的勢力の發展、極めて著しきものありと雖も、これ固より一時の現象たるに過ぎず。之を永く戦後に持續するを得ると否とは、一に實業家の奮勵努力の如何に懸る。諸子の任や、眞に重しといふべし。要するに、通商貿易は、一面、平和の確實を保證するものなれども、他面、又、平和破壊の原因ともなるものなれば、商業家は、商權擴張の必要上、正當なる競争は、固より避くべきにあらずと雖も、不正不徳

の行爲を敢てして、國際平和を攪亂するが如きことあるべからず。寧ろ、世界の平和を自己の掌中に保持するの覺悟を以て、奮勵努力するを要す。凡そ商業は、一身一家の計を立つるが爲のみならず、抑も、亦、人類の幸福を増進すべき使命を有する、一の人道的事業ともいふべきものなれば、之に従事する者は、常に正義の念と仁愛の情を以て、其の天職を全うせざるべからず。

第十九課

舉國一致

あらたまの年をむかへて、よるづ民、
ひとつ心に、國いはふらし。
國民は、ひとつ心に守りけり。

とほつみおやの神のをしへを。

舉國一致の美風

舉國一致は、我が大日本帝國の美風なり。之に依つて國礎を築き、之に依つて國土を擴げ、又、之に依つて國威を發揚せり。教育勅語にも我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存スとのたまひ、更に、畏れ多くも朕

金甌無缺の國體も之に基く

爾臣民と俱ニ拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フと仰せられたり。即ち、我が國に於ては、君臣上下心を一にして、皇祖皇宗の遺訓を奉戴し、先づ、忠孝の二道を全うし、進んで天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼せんことを期せるなり。建國以來、殆ど三千載、未だ曾て、内、叛逆を逞うせし者なく、外、侮辱を縦にしたる者あらず。皇統連綿、金甌無缺の國體は、益、其の美を世界に發揮し、今上天皇陛下の即位禮勅語に仰せられたる如く、誠に萬邦無比にして、其の光輝、年と共に昱燦たるを

感ぜずんばあらず。遠き昔は、いはずもがな。近く、日清・日露の役に於て、世界に稀なる大勝を博し、一舉克く歐米の列強に伍し、第一等國の班に列するに至り、更に聯合軍に加擔して、獨逸の横暴を膺懲する所以のもの、抑も何に依つて然るか。これ實に、舉國一致、平素は徳を養ひ、業を勵み、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉じたるの結果ならずんばあらず。

蓋し、此の如き美風は、常に我が國民の心裡を支配する祖先崇敬の觀念より來れるものなり。而

即位禮勅語
を銘記せよ

して、此の觀念の生ずるは、職として、我が國家が血族關係より成れるに由るべし。今上天皇陛下の即位禮勅語に「義ハ即チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク」とのたまひしもの、即ち是なり。かくて、又、のたまはく「朕今丕績ヲ繼キ遺範ニ遵ヒ内ハ基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶

他國も亦舉國一致の實を擧げたり

翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍々國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨと。舉國一致の神髓を説き盡したまひて餘蘊なし。大正の時代に活動すべき諸子は、確乎之を心頭に銘記し、以て萬事を決行せよ。但し、舉國一致の精神は、我が國のみの專有物と思ふべからず。輓近、歐洲戦争に於て、獨逸が奧太利と共同して、殆ど世界の列強を敵とし、毫も屈するの色なきは、何が故ぞ。これ、勿論、獨逸が軍事上及び經濟上に於て、十分なる準備の存せしに由る

べしと雖も、又以て、獨逸國民が、祖國の爲には、何物をも犠牲に供して顧みず、舉國一致の奮闘を爲せること、與つて力ありといはざるべからず。英國、佛國、米國等、亦、各、舉國一致の實を現はせるが、唯、何れも、我が國の如く、祖先崇敬の念厚からず、血族關係強からざるの差異あるのみ。而して、能く此の如し。他山之石、可以攻玉。諸子よ、片時も油斷すること勿れ。

由來、我が國民は、戦時に於ては、心身共に緊張して、立所に舉國一致の實を現はすと雖も、平時にあ

戦時も、平時も、政界も、商界も、上下一致せよ

りては、動もすれば、私利私情の爲に、反目嫉視、陷穽排擠、いとも見苦しき軋轢黨争を爲すの弊習なきにあらず。政治界に於ても、教育界に於ても、軍人間に於ても、學者間に於ても、此の弊、常に絶えず。殊に實業界に於て、其の最も甚だしきを見る。之が爲、國政の進行を害し、國運の發展を妨ぐることに果して幾許ぞや。外禦其侮は、誠に稱すべきも、兄弟鬩于牆は、甚だ非なり。内地に於て、海外に於て、卑劣固陋の振舞多きは、殆ど日本商人の特色となれり。希はくは、諸子に依つて、之を一掃し去るに

至らんことを。戦後の商業界は、特に舉國一致の必要益切なるべし。諸子、世界の大家と國家の前途とに鑑みて、到る處、必ず、此の精神を以て、十分に活動すべし。辱くも、戊申詔書には、庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ。又寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リとのたまへり。諸子、之を體得して、着着實行せよ。

諸子の理想
實に此にあ
り

第二十課 士魂商才

今後の日本商人は、堅實なる士魂を以て、敏活なる商才を行はざるべからず、士魂ありとも、商才なくんば、商戰場裡に馳驅して、能く勝を制することを得ざるべし。又商才ありとも、士魂なくんば、爲す所、動もすれば、邪道に陥り、終に永遠の利益を失するの憾あり。されば、諸子は、必ず、士魂商才を以て理想とし、日日其の實行を心掛け、以て己のため、家のため、國のため、將、又、社會のために、盡す所な

武士道の發
達と特色

かるべからず。

士魂とは、何ぞや。曰く、日本武士の精神なり。曰く、日本武士の氣象なり。之を或は武士道といひ、或は大和魂と稱す。實に我が國民道德の根基と爲す。我が國は、四面、海を環らし、おのづから一家の狀を爲すのみならず、其の成立、極めて、單純にして、もと、一祖より出づるが故に、祖先崇敬の念強く、即ち祖意を承け、祖業を成すことを念とし、家を重んじ、國を愛し、父母に孝に、君上に忠に、節義を尙び、武勇を勵み、禮儀に厚く、廉恥に富む。神代の武甕槌命、猿

田彦命、神武の朝に於ける五瀬命、道臣命、下りては、武内宿禰、藤原鎌足、和氣清麿より、坂上田村麿、菅原道真、平重盛、源實朝等、何れも、其の模範たらずや。鎌倉時代に至りては、武將勇士、更に禪宗の鍛錬に依りて、豪壯の膽略と洒脱の風骨とを修養し來り、武士道德の色彩、頗る鮮明となれり。南北朝時代は、國內麻の如く亂れたれども、士道は、却つて、大いに振ひ、楠公を始めとして、忠臣義士、雲の如く輩出し、恰も、百花繚亂の觀ありき。「花は櫻木、人は武士」とは、眞に、此の時代をこそいはめ。室町時代は、儒

佛に耽溺して、徒らに襟懷の風流を事とし、暫く士道の頽廢を來せしは、最も惜しむべきも、しかも一脈の氣魄、深く人心の奥底に潜在せしことは、否むべからず。戰國時代に至りては、群雄四方に競ひ起り、士道の光明、再び海内に輝き、織田信長、豊臣秀吉、上杉謙信、武田信玄、加藤清正等、絶倫の名將傑士、甚だ多かりき。かくて江戸時代に及びて、士道、殆ど完成に達し、文武兩道に依りて、忠孝の二徳を勧め、溫和寛仁、禮儀廉恥等の美風を發揚し、其の事例、擧げて數ふべからず。而して是等の精髓、凝つて

商人も君國
の爲に一身
を獻げよ

維新の大原動力となり、明治時代に入りて、正に精妙圓熟の境に達し、日清日露の兩大戦役に於て、遂に汎く世界に顯揚せらるゝに至れり。抑も、武士も、商人も、等しく、これ我が國の國民なり。與に我が國固有の思想と性情とを享けて、各人となれるもの、其の間、何ぞ甲乙あらんや。されば我が國民は、等しく國民道德の根基たる士道の精神を以て、各事に當り、力を用ふべし。上古、武臣を以て世襲とせる大伴氏の家訓に曰く、海行かば、みづく屍、山行かば、草むす屍、大皇のへにこそ死な

め、かへりみはせじ。」と。又、武士てふ特別なる階級の生ぜし濫觴たる東國人の、常にいひ習ひし言に曰く、額には箭は立つとも、背には箭を立てじといひて、君を一心を以て護るものぞ。」と。日本商人たらん者は、須く此の心を以て心とし、或は内地に、或は海外に、活動發展、君國の爲、勇進健闘して止む時なかるべし。北畠親房卿曰く、凡そ王土には生まれ、忠をいたし、命をすつるは、人臣の道なり。」と。苟くも日本臣民たる者は、商業家といはず、工業家といはず、當に、此の精神、此の氣概なかるべか

らず。明治三十七八年戦役における乃木將軍の復命書にいへる「忠勇義烈、死ヲ覩ルコト歸ルガ如ク、彈ニ襲レ、劔ニ殪ル、者、皆陛下ノ萬歳ヲ喚呼シ、欣然トシテ瞑目」するの覺悟あるを要す。かゝる覺悟かゝる氣概は、實に日本實業家活動の源泉たり。

「當道は、情深くして、心を剛に持つべき也。」とは、新田義貞の遺教と稱せらるゝ所、強きのみが、武士にはあらず。義勇奉公の心を以て、勤勉剛健なると同時に、他方には、溫和寛仁の情を以て、親切丁寧

正直にして
廉潔なる士
道を鑑とす
べし

商戦場裡に
大いに商才
を振へよ

を旨とし、しかも正直清明、廉潔堅實なることを要す。商業道德の先覺者、石田梅巖翁は「正直にして清潔なること、武士を法とすべし。」といひ、商人は直ぐに利を取るに由つて立つ、直ぐに利を取るは、商人の正直なり。」と説けり。恰も、三種の神器を以て、之に配すべきか。鏡は正直を示し、玉は仁愛を表し、劔は勇壯を現はす。これ即ち、士魂に外ならず。

次に商才に就ては、本書五卷に互りて、隨處に説きたる所、又、諸子が、種種の學科と實習とに依りて、

既に修得せし所なるべし。幸に我が國民は、活潑
機敏の才氣と手腕とに富みたれば、諸子も、宜しく、
益之を習練鍛成して、士魂あり、商才ある、理想的商
業家たらんことを心掛くべし。或人、青島の陥落
に際し、次の如く歌へり。

これを、まづ、手始めにして、あきなひの

いくさに、勝を占むべかりけり。

諸子が商戦における勝利の顯著にして、功勳の天
晴ならんことを祝禱す。



商業修身教科書 本科用下巻 終

大正六年十月二十五日印刷

大正六年十月二十八日發行

大正七年二月五日再版印刷

商業修身教科書 本科用上、中、下、

定價金參拾五錢

大正八年度臨時定價金四十九錢

著作者 法學博士 佐野善作

著作者 有馬祐政

發行者 辻本卯藏

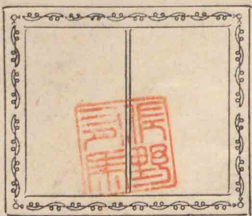
印刷者 中野鏝太郎

印刷所 東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目

不許複製

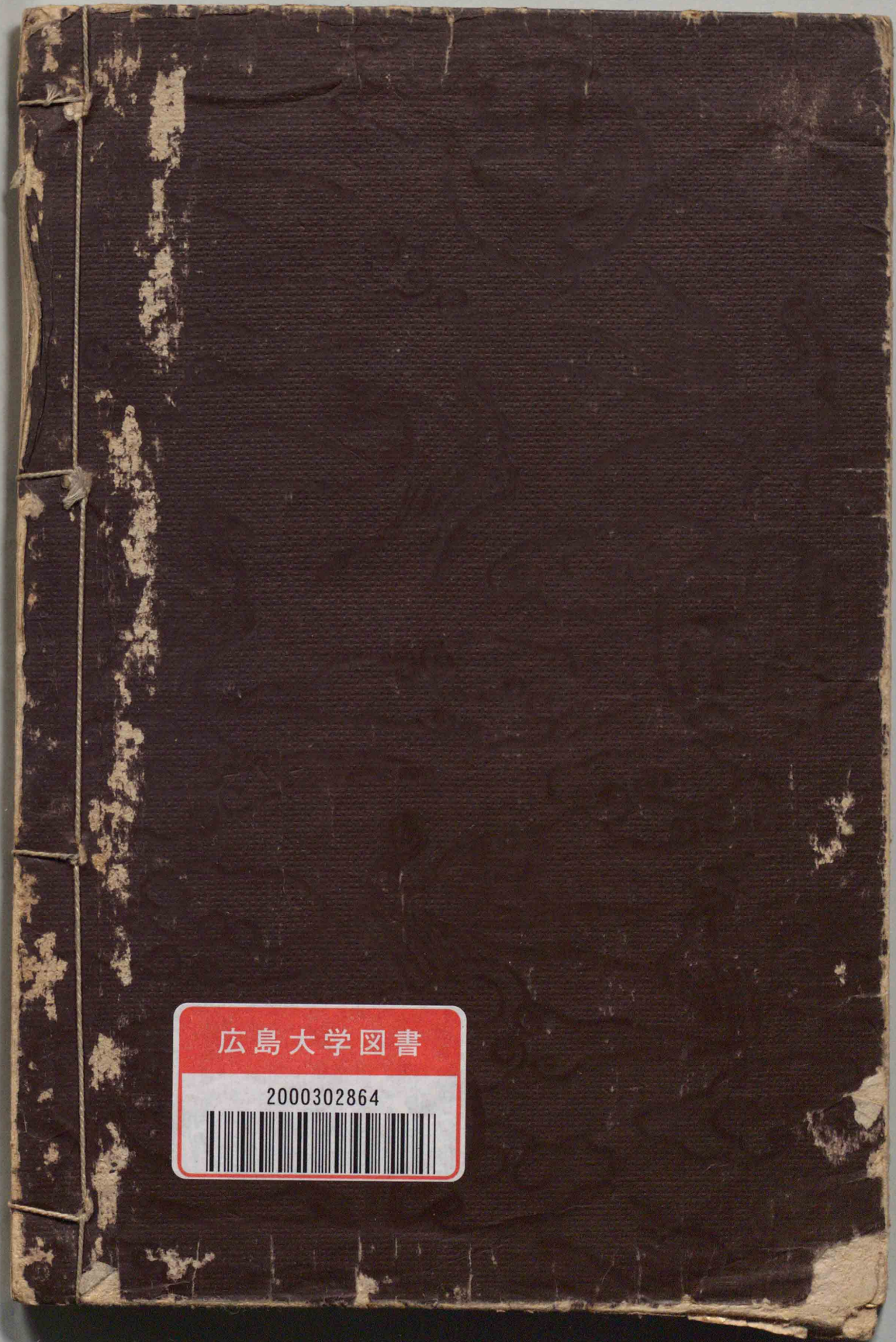
著者檢印



發行所

東京市神田區北神保町十一番地
電話替、東京、八二一五番
振替、東京、三三三二番

弘道館



広島大学図書

2000302864

